

# 高知県公報

発行  
高知県  
高知市丸ノ内  
一丁目2番20号  
発行日  
毎週2回  
(火曜日・金曜日)

目次	ページ
告示 区画漁業権及び定置漁業権の免許の内容 容となるべき事項等の定め (漁業管理課)	1

## 告 示

高知県告示第363号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第1項の規定により、  
区画漁業権及び定置漁業権の免許の内容となるべき事項、免許予  
定日、申請期間及び地元地区を次のとおり定めた。

平成20年5月26日

高知県知事 尾崎 正直

第1 漁業権の漁場の位置及び区域、漁業の種類及び時期、地元  
地区並びに制限又は条件

区画漁業権(133件)

[第一種区画漁業(貝類養殖)]

(中部海区関係)

1 公示番号 区第2,001号(第一種(貝類)手結)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 香南市夜須町手結大手沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 香南市夜須町手結浦戸簀漁場基点第90号

基点乙 香南市夜須町手結灯台北区画基点

ア 甲から乙を見通した線から左に22度51分31  
秒の線と乙から甲を見通した線から右に5度  
17分2秒の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に62度48分31  
秒の線と乙から甲を見通した線から右に20度  
52分42秒の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に31度19分31  
秒の線と乙から甲を見通した線から右に44度  
40分50秒の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に48度29分0  
秒の線と乙から甲を見通した線から右に55度  
51分37秒の線との交点

オ 甲から乙を見通した線から左に75度55分19

秒の線と乙から甲を見通した線から右に34度  
21分36秒の線との交点

カ 甲から乙を見通した線から左に83度0分0  
秒の線と乙から甲を見通した線から右に48度  
3分36秒の線との交点

キ 甲から乙を見通した線から左に62度30分42  
秒の線と乙から甲を見通した線から右に72度  
8分36秒の線との交点

ク 甲から乙を見通した線から左に55度6分38  
秒の線と乙から甲を見通した線から右に82度  
35分29秒の線との交点

ケ 甲から乙を見通した線から左に52度12分32  
秒の線と乙から甲を見通した線から右に79度  
4分38秒の線との交点

コ 甲から乙を見通した線から左に42度23分23  
秒の線と乙から甲を見通した線から右に75度  
53分27秒の線との交点

サ 甲から乙を見通した線から左に34度40分22  
秒の線と乙から甲を見通した線から右に77度  
59分53秒の線との交点

シ 甲から乙を見通した線から左に29度1分6  
秒の線と乙から甲を見通した線から右に82度  
50分16秒の線との交点

ス 甲から乙を見通した線から左に23度42分43  
秒の線と乙から甲を見通した線から右に89度  
24分51秒の線との交点

セ 甲から乙を見通した線から左に22度27分57  
秒の線と乙から甲を見通した線から右に69度  
52分42秒の線との交点

ソ 甲から乙を見通した線から左に12度41分39  
秒の線と乙から甲を見通した線から右に29度  
36分24秒の線との交点

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、  
ケコ、コサ、サシ、シス、スセ、セソ及びソアを結ぶ15  
直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期  
第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
類垂下式養殖業

(3) 地元地区

香南市夜須町

(4) 制限又は条件

ア 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

イ 漁場の区域中、点クケ、ケコ、コサ、サシ、シス、ス  
セ、セソ及びソアを結ぶ8直線に隣接する養殖施設(土

俵又は錨等を含む。)は、当該漁業権の漁場の区域内に  
設置すること。

2 公示番号 区第2,002号(第一種(貝類)深浦)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内下浦場地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市浦ノ内大崎下浦場浦場の白石区画基  
点

基点乙 須崎市浦ノ内大崎の鼻区画基点

ア 甲から磁針方位45度18分の線上甲から116  
メートルの点

イ 甲から磁針方位0度40分の線上甲から170  
メートルの点

ウ 乙から磁針方位271度53分の線上乙から128  
メートルの点

エ 乙から磁針方位243度7分の線上乙から78  
メートルの点

アイ、イウ及びウエを結ぶ3直線並びにエア間の最大  
潮時の海岸線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
類垂下式養殖業

(3) 地元地区

須崎市浦ノ内。ただし、同市浦ノ内福良204番地の1か  
ら254番地までを除く。

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

3 公示番号 区第2,003号(第一種(貝類)上ノ加江)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町上ノ加江押岡地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 高岡郡中土佐町上ノ加江三銀簀小型定置漁  
場基点

ア 甲から磁針方位284度26分の線上甲から433  
メートルの点

イ 甲から磁針方位232度44分の線上甲から563  
メートルの点

ウ 甲から磁針方位246度14分の線上甲から793  
メートルの点

エ 甲から磁針方位280度23分の線上甲から711  
メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ

た区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
 高岡郡中土佐町上ノ加江

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

(西部海区関係)

4 公示番号 区第2,004号(第一種(貝類)伊田)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町伊田前磯沖  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡黒潮町伊田弁天瀨島漁場基点第120号  
 ア 甲から磁針方位180度48分の線上甲から555メートルの点  
 イ 甲から磁針方位234度12分の線上甲から320メートルの点(瀬田瀨)  
 ウ 甲から磁針方位234度12分の線上甲から20メートルの点  
 エ 甲から磁針方位148度23分の線上甲から452メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡黒潮町のうち伊田、灘、有井川及び白浜

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

5 公示番号 区第2,005号(第一種(貝類)上川口)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町上川口沖ノ高瀨地先(1)  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡黒潮町上川口沖ノ高瀨区画基点  
 ア 甲から磁針方位128度36分の線上甲から310メートルの点  
 イ 甲から磁針方位123度10分の線上甲から338メートルの点

ウ 甲から磁針方位133度25分の線上甲から415メートルの点  
 エ 甲から磁針方位138度8分の線上甲から393メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮鞭

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

6 公示番号 区第2,006号(第一種(貝類)上川口)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町上川口沖ノ高瀨地先(2)  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡黒潮町上川口沖ノ高瀨区画基点  
 ア 甲から磁針方位148度40分の線上甲から242メートルの点  
 イ 甲から磁針方位141度5分の線上甲から264メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位151度17分の線上甲から348メートルの点  
 エ 甲から磁針方位157度15分の線上甲から331メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮鞭

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

7 公示番号 区第2,007号(第一種(貝類)上川口)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町上川口ねどこ瀨東地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡黒潮町上川口沖ノ高瀨区画基点  
 ア 甲から磁針方位265度40分の線上甲から612

メートルの点  
 イ 甲から磁針方位265度40分の線上甲から572メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位255度51分の線上甲から583メートルの点  
 エ 甲から磁針方位256度35分の線上甲から622メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮鞭

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

8 公示番号 区第2,008号(第一種(貝類)上川口)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町上川口岬防波堤地先(貝類)  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡黒潮町上川口港内防波堤( )区画基点  
 基点乙 幡多郡黒潮町上川口上川口港灯台  
 ア 甲から乙を見通した線から右に4度0分の線上甲から286メートルの点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に26度30分の線上甲から313メートルの点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に31度0分の線上甲から267メートルの点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に4度0分の線上甲から236メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮鞭

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

9 公示番号 区第2,009号(第一種(貝類)上川口)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町上川口大簀地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡黒潮町上川口港内防波堤( )区画基点  
 基点乙 幡多郡黒潮町上川口上川口港灯台  
 ア 甲から乙を見通した線から右に284度0分の線上甲から151メートルの点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に290度0分の線上甲から149メートルの点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に288度0分の線上甲から104メートルの点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に280度0分の線上甲から107メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡黒潮町のうち上川口及び浮鞭

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

10 公示番号 区第2,010号(第一種(貝類)清水)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 土佐清水市越大刈谷地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 土佐清水市越大刈谷二ツ島区画基点  
 ア 甲から磁針方位134度14分の線上甲から114メートルの点  
 イ 甲から磁針方位141度4分の線上甲から171メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位182度40分の線上甲から192メートルの点  
 エ 甲から磁針方位194度45分の線上甲から143メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
 土佐清水市越

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

11 公示番号 区第2,011号(第一種(貝類)清水)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 土佐清水市越カサアジロ地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 土佐清水市越大刈谷二ツ島区画基点  
 ア 甲から磁針方位13度35分の線上甲から141メートルの点  
 イ 甲から磁針方位23度21分の線上甲から95メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位332度12分の線上甲から90メートルの点  
 エ 甲から磁針方位340度42分の線上甲から137メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
 土佐清水市越

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

12 公示番号 区第2,012号(第一種(貝類)清水)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 土佐清水市越小刈谷地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 土佐清水市越小刈谷平濬区画基点  
 ア 甲から磁針方位223度15分の線上甲から100メートルの点  
 イ 甲から磁針方位190度30分の線上甲から170メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位218度30分の線上甲から288メートルの点  
 エ 甲から磁針方位238度15分の線上甲から255メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
 土佐清水市越

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

13 公示番号 区第2,013号(第一種(貝類)清水)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 土佐清水市越松の下地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 土佐清水市越小刈谷平濬区画基点  
 ア 甲から磁針方位357度28分の線上甲から134メートルの点  
 イ 甲から磁針方位24度9分の線上甲から234メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位40度45分の線上甲から213メートルの点  
 エ 甲から磁針方位25度44分の線上甲から90メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
 土佐清水市越

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

14 公示番号 区第2,014号(第一種(貝類)清水)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 土佐清水市越大間地先(1)  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 土佐清水市越大間区画基点  
 ア 甲から磁針方位223度13分の線上甲から232メートルの点  
 イ 甲から磁針方位206度13分の線上甲から209メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位201度20分の線上甲から356メートルの点  
 エ 甲から磁針方位212度10分の線上甲から371メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
 土佐清水市越

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

15 公示番号 区第2,015号(第一種(貝類)清水)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 土佐清水市越大間地先(2)  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 土佐清水市越あしずり港岸壁区画基点  
 ア 甲から磁針方位34度50分の線上甲から390メートルの点  
 イ 甲から磁針方位47度50分の線上甲から430メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位69度25分の線上甲から276メートルの点  
 エ 甲から磁針方位51度0分の線上甲から208メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
 土佐清水市越

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

16 公示番号 区第2,016号(第一種(貝類)清水)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 土佐清水市養老森出し地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 土佐清水市養老ガラク区画基点  
 ア 甲から磁針方位102度32分の線上甲から499メートルの点  
 イ 甲から磁針方位100度18分の線上甲から597メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位113度42分の線上甲から644

メートルの点  
 エ 甲から磁針方位117度48分の線上甲から551メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
 土佐清水市のうち養老及び松崎

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

17 公示番号 区第2,017号(第一種(貝類)三崎)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 土佐清水市三崎鷹の巣地先(5)  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 土佐清水市三崎三崎港南防波堤突端区画基点  
 ア 甲から磁針方位53度19分の線上甲から384メートルの点  
 イ 甲から磁針方位83度10分の線上甲から392メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位95度41分の線上甲から224メートルの点  
 エ 甲から磁針方位41度25分の線上甲から214メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
 土佐清水市のうち三崎及び竜串

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

18 公示番号 区第2,018号(第一種(貝類)三崎)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 土佐清水市三崎鷹の巣南地先(2)  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 土佐清水市三崎赤岩漁場基点  
 ア 甲から磁針方位20度58分の線上甲から654

メートルの点  
 イ 甲から磁針方位25度32分の線上甲から462メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位6度25分の線上甲から445メートルの点  
 エ 甲から磁針方位7度38分の線上甲から640メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
 土佐清水市のうち三崎及び竜串

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

19 公示番号 区第2,019号(第一種(貝類)三崎)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 土佐清水市三崎竜串地先(3)  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 土佐清水市竜串大簗区画基点  
 ア 甲から磁針方位189度51分の線上甲から621メートルの点  
 イ 甲から磁針方位208度38分の線上甲から555メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位205度16分の線上甲から405メートルの点  
 エ 甲から磁針方位181度28分の線上甲から490メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
 土佐清水市のうち三崎及び竜串

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

20 公示番号 区第2,020号(第一種(貝類)月灘)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町周防形松簗東沖(1)  
 イ 漁場の区域

点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町周防形松簪小型定置漁場基点  
 ア 甲から磁針方位123度48分の線上甲から172メートルの点  
 イ 甲から磁針方位146度 1 分の線上甲から103メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位62度24分の線上甲から75メートルの点  
 エ 甲から磁針方位80度 0 分の線上甲から155メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡大月町のうち赤泊、西泊、榎の浦及び周防形

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

21 公示番号 区第2,021号(第一種(貝類)月灘)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町周防形松簪東沖(2)  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町周防形松簪小型定置漁場基点  
 ア 甲から磁針方位112度23分の線上甲から280メートルの点  
 イ 甲から磁針方位120度48分の線上甲から187メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位81度25分の線上甲から172メートルの点  
 エ 甲から磁針方位86度39分の線上甲から270メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡大月町のうち赤泊、西泊、榎の浦及び周防形

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

22 公示番号 区第2,022号(第一種(貝類)月灘)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町周防形松簪北地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町周防形松簪小型定置漁場基点  
 ア 甲から磁針方位54度55分の線上甲から138メートルの点  
 イ 甲から磁針方位356度58分の線上甲から90メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位1度5分の線上甲から210メートルの点  
 エ 甲から磁針方位31度35分の線上甲から235メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡大月町のうち赤泊、西泊、榎の浦及び周防形

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

23 公示番号 区第2,023号(第一種(貝類)古満目)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町古満目立の浦地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町古満目大簪区画基点  
 基点乙 幡多郡大月町古満目立の浦南区画基点  
 ア 甲から磁針方位24度3分の線上甲から80メートルの点  
 イ 乙から磁針方位190度3分の線上乙から108メートルの点  
 ウ 乙から磁針方位300度40分の線上乙から38メートルの点  
 ア甲、甲イ及びイウを結ぶ3直線並びにウア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡大月町古満目

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

24 公示番号 区第2,024号(第一種(貝類)古満目)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町古満目板倉山西地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町古満目高立山てんま簪区画基点  
 ア 甲から磁針方位133度5分の線上甲から162メートルの点  
 イ 甲から磁針方位122度44分の線上甲から116メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位94度50分の線上甲から191メートルの点  
 エ 甲から磁針方位111度4分の線上甲から250メートルの点  
 エア、アイ及びイウを結ぶ3直線並びにウエ間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡大月町古満目

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

25 公示番号 区第2,025号(第一種(貝類)古満目)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町古満目うの簪地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町古満目第一防波堤突端区画測点  
 基点乙 幡多郡大月町古満目立の浦南区画基点  
 ア 甲から磁針方位31度53分の線上甲から375メートルの点  
 イ 甲から磁針方位46度12分の線上甲から293メートルの点  
 ウ 乙から磁針方位190度3分の線上乙から108メートルの点  
 エ 乙から磁針方位300度40分の線上乙から38メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡大月町古満目

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

26 公示番号 区第2,026号(第一種(貝類)古満目)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町古満目板倉山前地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町古満目赤泊えびす簀区画基点  
 ア 甲から磁針方位8度29分の線上甲から304メートルの点  
 イ 甲から磁針方位29度47分の線上甲から311メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位49度3分の線上甲から534メートルの点  
 エ 甲から磁針方位52度34分の線上甲から521メートルの点  
 オ 甲から磁針方位33度24分の線上甲から280メートルの点  
 カ 甲から磁針方位7度30分の線上甲から269メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを結ぶ6直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡大月町古満目

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

27 公示番号 区第2,027号(第一種(貝類)古満目)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町古満目赤高山南地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町古満目第一防波堤突端区画画  
 点  
 ア 甲から磁針方位11度35分の線上甲から255メートルの点  
 イ 甲から磁針方位17度56分の線上甲から195

メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位46度12分の線上甲から293メートルの点  
 エ 甲から磁針方位31度53分の線上甲から375メートルの点  
 アイ、イウ及びウエを結ぶ3直線並びにエア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡大月町古満目

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

28 公示番号 区第2,028号(第一種(貝類)一切)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町一切溜所丘地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町一切漁港防波堤突端県漁場基点第246号  
 基点乙 幡多郡大月町一切新網代区画基点  
 ア 甲から乙を見通した線から右に118度48分の線上甲から444メートルの点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に124度58分の線上甲から476メートルの点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に127度11分の線上甲から455メートルの点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に121度16分の線上甲から423メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡大月町一切

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

29 公示番号 区第2,029号(第一種(貝類)一切)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町一切くえ簀地先2  
 イ 漁場の区域

点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町一切新網代区画基点  
 基点乙 幡多郡大月町一切漁港防波堤突端県漁場基点第246号  
 ア 甲から乙を見通した線から左に93度41分の線と乙から甲を見通した線から右に52度19分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から左に63度55分の線と乙から甲を見通した線から右に69度3分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から左に58度50分の線と乙から甲を見通した線から右に58度44分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から左に102度55分の線と乙から甲を見通した線から右に39度34分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡大月町一切

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

30 公示番号 区第2,030号(第一種(貝類)安満地)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地岡崎浜沖(1)  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町安満地観音崎東小型定置漁場基点  
 ア 甲から磁針方位62度27分の線上甲から386メートルの点  
 イ 甲から磁針方位90度0分の線上甲から252メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位74度31分の線上甲から169メートルの点  
 エ 甲から磁針方位48度31分の線上甲から338メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
幡多郡大月町安満地

(4) 制限又は条件  
昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

31 公示番号 区第2,031号(第一種(貝類)安満地)

(1) 漁場の位置及び区域  
ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地岡崎浜沖(2)  
イ 漁場の区域  
点の位置  
基点甲 幡多郡大月町安満地観音崎東小型定置漁場  
基点  
ア 甲から磁針方位30度5分の線上甲から477  
メートルの点  
イ 甲から磁針方位57度30分の線上甲から89メ  
ートルの点  
ウ 甲から磁針方位349度42分の線上甲から90  
メートルの点  
エ 甲から磁針方位18度4分の線上甲から477  
メートルの点  
アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ  
た区域。ただし、共第2,611号の漁場の区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期  
漁業の種類 漁業の時期  
第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
幡多郡大月町安満地

(4) 制限又は条件  
昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

32 公示番号 区第2,032号(第一種(貝類)橘浦)

(1) 漁場の位置及び区域  
ア 漁場の位置 幡多郡大月町橘浦タナの下  
イ 漁場の区域  
点の位置  
基点甲 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場鼻県漁場基  
点第230号  
ア 甲から磁針方位180度48分の線上甲から838  
メートルの点  
イ 甲から磁針方位176度40分の線上甲から756  
メートルの点  
ウ 甲から磁針方位171度5分の線上甲から820  
メートルの点  
エ 甲から磁針方位175度25分の線上甲から896

メートルの点  
アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ  
た区域

(2) 漁業の種類及び時期  
漁業の種類 漁業の時期  
第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
幡多郡大月町橘浦

(4) 制限又は条件  
昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

33 公示番号 区第2,033号(第一種(貝類)橘浦)

(1) 漁場の位置及び区域  
ア 漁場の位置 幡多郡大月町橘浦椎の浦  
イ 漁場の区域  
点の位置  
基点甲 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場鼻県漁場基  
点第230号  
ア 甲から磁針方位161度10分の線上甲から666  
メートルの点  
イ 甲から磁針方位154度2分の線上甲から605  
メートルの点  
ウ 甲から磁針方位149度21分の線上甲から690  
メートルの点  
エ 甲から磁針方位156度5分の線上甲から744  
メートルの点  
アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ  
た区域

(2) 漁業の種類及び時期  
漁業の種類 漁業の時期  
第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
幡多郡大月町橘浦

(4) 制限又は条件  
昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

34 公示番号 区第2,034号(第一種(貝類)泊浦)

(1) 漁場の位置及び区域  
ア 漁場の位置 幡多郡大月町泊浦シュウラ地先  
イ 漁場の区域  
点の位置  
基点甲 幡多郡大月町泊浦シュウラ区画基点  
ア 甲から磁針方位182度37分の線上甲から184  
メートルの点  
イ 甲から磁針方位254度27分の線上甲から222

メートルの点  
ウ 甲から磁針方位279度7分の線上甲から164  
メートルの点  
エ 甲から磁針方位156度15分の線上甲から108  
メートルの点  
アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ  
た区域。ただし、区第3,056号の漁場の区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期  
漁業の種類 漁業の時期  
第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
幡多郡大月町泊浦

(4) 制限又は条件  
昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

35 公示番号 区第2,035号(第一種(貝類)龍ヶ迫)

(1) 漁場の位置及び区域  
ア 漁場の位置 幡多郡大月町龍ヶ迫白崎地先  
イ 漁場の区域  
点の位置  
基点甲 幡多郡大月町龍ヶ迫県漁場基点第174号  
ア 甲から磁針方位240度20分の線上甲から378  
メートルの点  
イ 甲から磁針方位246度3分の線上甲から183  
メートルの点  
ウ 甲から磁針方位215度16分の線上甲から191  
メートルの点  
エ 甲から磁針方位225度18分の線上甲から385  
メートルの点  
アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ  
た区域。ただし、共第2,616号の漁場の区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期  
漁業の種類 漁業の時期  
第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳の沢

(4) 制限又は条件  
昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

36 公示番号 区第2,036号(第一種(貝類)龍ヶ迫)

(1) 漁場の位置及び区域  
ア 漁場の位置 幡多郡大月町龍ヶ迫才造谷地先  
イ 漁場の区域  
点の位置  
基点甲 幡多郡大月町龍ヶ迫墓の下県漁場基点第

172号  
 ア 甲から磁針方位239度36分の線上甲から652メートルの点  
 イ 甲から磁針方位247度55分の線上甲から413メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位234度4分の線上甲から387メートルの点  
 エ 甲から磁針方位230度49分の線上甲から636メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳の沢

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

37 公示番号 区第2,037号(第一種(貝類)龍ヶ迫)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町龍ヶ迫長浜地先(1)  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町龍ヶ迫墓の下県漁場基点第172号  
 ア 甲から磁針方位262度20分の線上甲から342メートルの点  
 イ 甲から磁針方位308度46分の線上甲から201メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位301度6分の線上甲から103メートルの点  
 エ 甲から磁針方位246度20分の線上甲から295メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳の沢

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

38 公示番号 区第2,038号(第一種(貝類)龍ヶ迫)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町龍ヶ迫長浜地先(2)  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町龍ヶ迫墓の下県漁場基点第172号  
 ア 甲から磁針方位357度13分の線上甲から251メートルの点  
 イ 甲から磁針方位18度41分の線上甲から456メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位30度54分の線上甲から440メートルの点  
 エ 甲から磁針方位18度58分の線上甲から197メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳の沢

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

39 公示番号 区第2,039号(第一種(貝類)龍ヶ迫)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町龍ヶ迫長浜地先(3)  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町龍ヶ迫墓の下県漁場基点第172号  
 基点乙 幡多郡大月町龍ヶ迫鶴ノ糞岩県漁場基点  
 ア 甲から乙を見通した線から右に85度46分の線と乙から甲を見通した線から左に42度42分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に108度9分の線と乙から甲を見通した線から左に35度34分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に117度20分の線と乙から甲を見通した線から左に26度53分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に88度36分の線と乙から甲を見通した線から左に32度13分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ

た区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳の沢

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

40 公示番号 区第2,040号(第一種(貝類)大海・栄喜・小筑紫・内外ノ浦)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町大海長崎沖  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 宿毛市小筑紫町大海一ツ簀区画基点  
 基点乙 宿毛市小筑紫町栄喜蛭子鼻区画基点  
 ア 甲から乙を見通した線から右に70度0分の線と乙から甲を見通した線から左に89度0分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に75度6分の線と乙から甲を見通した線から左に73度28分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に60度42分の線と乙から甲を見通した線から左に85度11分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に60度34分の線と乙から甲を見通した線から左に98度17分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業

(3) 地元地区  
 宿毛市小筑紫町

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

41 公示番号 区第2,041号(第一種(貝類)大海・栄喜・小筑紫・内外ノ浦)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町内外ノ浦地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置



基点甲 宿毛市小筑紫町長崎山松ヶ鼻区画基点  
 基点乙 宿毛市小筑紫町長崎山大岩区画基点  
 ア 甲から乙を見通した線から左に74度2分の線と乙から甲を見通した線から右に63度5分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から左に53度46分の線と乙から甲を見通した線から右に107度39分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から左に42度41分の線と乙から甲を見通した線から右に119度10分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から左に63度2分の線と乙から甲を見通した線から右に63度30分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業  
 (3) 地元地区  
 宿毛市小筑紫町  
 (4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。  
 42 公示番号 区第2,042号(第一種(貝類)大海・栄喜・小筑紫・内外ノ浦)  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町大海弘浦地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 宿毛市小筑紫町長崎山八幡鼻区画基点  
 基点乙 宿毛市小筑紫町長崎山小海下の鼻区画基点  
 ア 甲から乙を見通した線から左に111度2分の線と乙から甲を見通した線から右に46度0分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から左に79度0分の線と乙から甲を見通した線から右に61度5分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から左に106度5分の線と乙から甲を見通した線から右に20度5分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から左に143度0分の線と乙から甲を見通した線から右に21度2分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ

た区域  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業  
 (3) 地元地区  
 宿毛市小筑紫町  
 (4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。  
 43 公示番号 区第2,043号(第一種(貝類)大海・栄喜・小筑紫・内外ノ浦)  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町後田奥  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 宿毛市小筑紫町内外ノ浦竜権の鼻トン濬区画基点  
 基点乙 宿毛市小筑紫町長崎山松ヶ鼻区画基点  
 ア 甲から乙を見通した線から右に91度15分の線と乙から甲を見通した線から左に48度6分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に102度52分の線と乙から甲を見通した線から左に40度5分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に41度18分の線と乙から甲を見通した線から左に11度38分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に33度52分の線と乙から甲を見通した線から左に23度45分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業  
 (3) 地元地区  
 宿毛市小筑紫町  
 (4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。  
 44 公示番号 区第2,044号(第一種(貝類)宿毛市)  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 宿毛市大島大島南地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置

基点甲 宿毛市大島咸陽島区画基点  
 基点乙 宿毛市大島烏帽子濬区画基点  
 基点丙 宿毛市大島矢竹島西南区画基点  
 ア 甲から乙を見通した線から右に84度27分の線上甲から96メートルの点  
 イ 丙から甲を見通した線から左に76度17分の線上丙から80メートルの点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に42度35分の線と乙から甲を見通した線から左に31度17分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に30度3分の線と乙から甲を見通した線から左に33度22分の線との交点  
 オ 甲から乙を見通した線から右に12度26分の線と乙から甲を見通した線から左に10度21分の線との交点  
 カ 甲から乙を見通した線から左に5度40分の線と乙から甲を見通した線から右に124度52分の線との交点  
 キ 甲から乙を見通した線から右に4度18分の線と乙から甲を見通した線から左に133度56分の線との交点  
 ク 甲から乙を見通した線から右に12度5分の線と乙から甲を見通した線から左に47度50分の線との交点  
 ケ 甲から乙を見通した線から右に25度15分の線と乙から甲を見通した線から左に86度12分の線との交点  
 コ 甲から乙を見通した線から右に66度46分の線と乙から甲を見通した線から左に50度46分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ、ケコ及びコアを結ぶ10直線により囲まれた区域  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業  
 (3) 地元地区  
 宿毛市のうち大島、片島、池島、坂の下、新田、宇須々木、樺及び大深浦  
 (4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。  
 45 公示番号 区第2,045号(第一種(貝類)宿毛市)  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 宿毛市大島咸陽島地先

イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 宿毛市大島ウドノ鼻西区画基点  
 基点乙 宿毛市大島矢竹島北区画基点  
 ア 甲から乙を見通した線から左に17度16分の線と乙から甲を見通した線から右に16度41分の線との交点  
 イ 乙から甲を見通した線から左に8度10分の線上乙から34メートルの点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に19度17分の線上甲から780メートルの点  
 甲ア、アイ、イウ及びイウ甲を結ぶ4直線により囲まれた区域  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業  
 (3) 地元地区  
 宿毛市のうち大島、片島、池島、坂の下、新田、宇須々木、樺及び大深浦  
 (4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。  
 46 公示番号 区第2,046号(第一種(貝類)藻津)  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 宿毛市藻津大藤島網代谷地先1  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 宿毛市藻津大藤島松示濬区画基点  
 基点乙 宿毛市藻津大藤島網代の北の鼻区画基点  
 ア 甲から乙を見通した線から右に83度59分の線と乙から甲を見通した線から左に53度38分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に83度37分の線と乙から甲を見通した線から左に41度46分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に32度18分の線と乙から甲を見通した線から左に100度8分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に42度7分の線と乙から甲を見通した線から左に98度39分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 貝 1月1日から12月31日まで  
 類垂下式養殖業  
 (3) 地元地区  
 宿毛市藻津  
 (4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。  
 [第一種区画漁業(魚類養殖)]  
 (東部海区関係)  
 1 公示番号 区第3,001号(第一種(魚類)甲浦)  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 安芸郡東洋町甲浦港内びしゃご瀨地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 安芸郡東洋町甲浦びしゃご瀨区画基点  
 ア 甲から磁針方位277度12分の線上甲から146メートルの点  
 イ 甲から磁針方位154度58分の線上甲から27メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位144度45分の線上甲から108メートルの点  
 エ 甲から磁針方位191度55分の線上甲から150メートルの点  
 オ 甲から磁針方位262度45分の線上甲から183メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ、エオ及びエアを結ぶ5直線により囲まれた区域  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業  
 (3) 地元地区  
 安芸郡東洋町のうち甲浦、白浜、河内及び生見  
 (4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。  
 2 公示番号 区第3,002号(第一種(魚類)甲浦)  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 安芸郡東洋町甲浦港内くじら瀨地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 安芸郡東洋町甲浦港内くじら瀨区画基点  
 ア 甲から磁針方位345度20分の線上甲から117メートルの点  
 イ 甲から磁針方位25度12分の線上甲から138メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位91度30分の線上甲から162

メートルの点  
 エ 甲から磁針方位295度46分の線上甲から31メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業  
 (3) 地元地区  
 安芸郡東洋町のうち甲浦、白浜、河内及び生見  
 (4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。  
 (中部海区関係)  
 3 公示番号 区第3,003号(第一種(魚類)手結)  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 香南市夜須町手結山沖  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 安芸郡芸西村上黒瀨漁場基点  
 ア 甲から磁針方位192度8分の線上甲から3,034メートルの点  
 イ 甲から磁針方位194度48分の線上甲から3,033メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位194度39分の線上甲から2,830メートルの点  
 エ 甲から磁針方位191度48分の線上甲から2,836メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業  
 (3) 地元地区  
 香南市夜須町  
 (4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。  
 4 公示番号 区第3,004号(第一種(魚類)手結)  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 香南市夜須町手結大手沖  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 香南市夜須町手結浦戸瀨漁場基点第90号  
 基点乙 香南市夜須町手結灯台北区画基点

ア 甲から乙を見通した線から左に62度48分31秒の線と乙から甲を見通した線から右に20度52分42秒の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に75度55分19秒の線と乙から甲を見通した線から右に34度21分36秒の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に48度29分0秒の線と乙から甲を見通した線から右に55度51分37秒の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に31度19分31秒の線と乙から甲を見通した線から右に44度40分50秒の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 香南市夜須町

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

5 公示番号 区第3,005号(第一種(魚類)新居)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 土佐市宇佐町宇佐萩崎地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 土佐市宇佐町沖防波堤西区画基点  
 基点乙 土佐市宇佐町沖防波堤東区画基点  
 ア 甲から乙を見通した線から左に75度40分の線と乙から甲を見通した線から右に52度37分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から左に65度26分の線と乙から甲を見通した線から右に60度39分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から左に56度17分の線と乙から甲を見通した線から右に63度28分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から左に49度2分の線と乙から甲を見通した線から右に57度3分の線との交点  
 オ 甲から乙を見通した線から左に69度11分の線と乙から甲を見通した線から右に41度20分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5直線により

囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 土佐市新居

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

6 公示番号 区第3,006号(第一種(魚類)宇佐)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 土佐市宇佐町沖防波堤前  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 土佐市宇佐町沖防波堤西区画基点  
 基点乙 土佐市宇佐町沖防波堤東区画基点  
 ア 甲から乙を見通した線から左に75度4分の線と乙から甲を見通した線から右に27度6分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から左に49度2分の線と乙から甲を見通した線から右に57度3分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から左に22度31分の線と乙から甲を見通した線から右に38度23分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から左に77度41分の線と乙から甲を見通した線から右に14度11分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 土佐市宇佐町

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

7 公示番号 区第3,007号(第一種(魚類)宇佐)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 土佐市宇佐町古波止南地先(1)  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 土佐市宇佐町古波止区画基点  
 基点乙 土佐市宇佐町小港区画基点

ア 甲から乙を見通した線から右に42度19分の線と乙から甲を見通した線から左に79度52分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から右に86度8分の線と乙から甲を見通した線から左に26度57分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から右に79度12分の線と乙から甲を見通した線から左に22度50分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から右に37度4分の線と乙から甲を見通した線から左に81度12分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 土佐市宇佐町

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

8 公示番号 区第3,008号(第一種(魚類)宇佐)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 土佐市宇佐町古波止南地先(2)  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 土佐市宇佐町古波止区画基点  
 ア 甲から磁針方位139度54分の線上甲から174メートルの点  
 イ 甲から磁針方位177度21分の線上甲から308メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位183度52分の線上甲から289メートルの点  
 エ 甲から磁針方位145度43分の線上甲から138メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 土佐市宇佐町

(4) 制限又は条件

- 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。
- 9 公示番号 区第3,009号(第一種(魚類)宇佐)
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 土佐市宇佐町小宇津賀地先
- イ 漁場の区域
- 点の位置
- 基点甲 土佐市宇佐町井の尻小向堤防区画基点
- ア 甲から磁針方位234度35分の線上甲から242メートルの点
- イ 甲から磁針方位234度35分の線上甲から30メートルの点
- ウ 甲から磁針方位203度23分の線上甲から198メートルの点
- アイ及びイウを結ぶ2直線並びにウア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域
- (2) 漁業の種類及び時期
- 漁業の種類 漁業の時期
- 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
- 類小割り式養殖業
- (3) 地元地区
- 土佐市宇佐町
- (4) 制限又は条件
- 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。
- 10 公示番号 区第3,010号(第一種(魚類)深浦)
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内光松地先
- イ 漁場の区域
- 点の位置
- 基点甲 須崎市浦ノ内小島頂上
- ア 甲から磁針方位286度55分の線上甲から528メートルの点
- イ 甲から磁針方位295度6分の線上甲から590メートルの点
- ウ 甲から磁針方位357度30分の線上甲から427メートルの点
- エ 甲から磁針方位2度40分の線上甲から333メートルの点
- アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域
- (2) 漁業の種類及び時期
- 漁業の種類 漁業の時期
- 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
- 類小割り式養殖業
- (3) 地元地区
- 須崎市浦ノ内。ただし、同市浦ノ内福良204番地の1か

- ら254番地までを除く。
- (4) 制限又は条件
- 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。
- 11 公示番号 区第3,011号(第一種(魚類)深浦)
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内長迫小網代地先
- イ 漁場の区域
- 点の位置
- 基点甲 須崎市浦ノ内福良下大添茂串西の鼻区画基点
- ア 甲から磁針方位312度23分の線上甲から407メートルの点
- イ 甲から磁針方位305度10分の線上甲から352メートルの点
- ウ 甲から磁針方位44度48分の線上甲から543メートルの点
- エ 甲から磁針方位36度32分の線上甲から600メートルの点
- アイ、イウ及びウエを結ぶ3直線並びにエア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域
- (2) 漁業の種類及び時期
- 漁業の種類 漁業の時期
- 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
- 類小割り式養殖業
- (3) 地元地区
- 須崎市浦ノ内。ただし、同市浦ノ内福良204番地の1か
- ら254番地までを除く。
- (4) 制限又は条件
- 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。
- 12 公示番号 区第3,012号(第一種(魚類)深浦)
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内苦木地先
- イ 漁場の区域
- 点の位置
- 基点甲 須崎市浦ノ内小島頂上
- ア 甲から磁針方位248度12分の線上甲から868メートルの点
- イ 甲から磁針方位258度25分の線上甲から844メートルの点
- ウ 甲から磁針方位245度0分の線上甲から682メートルの点
- エ 甲から磁針方位216度7分の線上甲から826メートルの点
- オ 甲から磁針方位218度37分の線上甲から945メートルの点

- アイ、イウ、ウエ及びエオを結ぶ4直線並びにオア間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域
- (2) 漁業の種類及び時期
- 漁業の種類 漁業の時期
- 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
- 類小割り式養殖業
- (3) 地元地区
- 須崎市浦ノ内。ただし、同市浦ノ内福良204番地の1か
- ら254番地までを除く。
- (4) 制限又は条件
- 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。
- 13 公示番号 区第3,013号(第一種(魚類)深浦)
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内大鹿千族地先
- イ 漁場の区域
- 点の位置
- 基点甲 須崎市浦ノ内小島頂上
- ア 甲から磁針方位80度40分の線上甲から150メートルの点
- イ 甲から磁針方位51度36分の線上甲から588メートルの点
- ウ 甲から磁針方位61度30分の線上甲から612メートルの点
- エ 甲から磁針方位120度9分の線上甲から200メートルの点
- アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域
- (2) 漁業の種類及び時期
- 漁業の種類 漁業の時期
- 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
- 類小割り式養殖業
- (3) 地元地区
- 須崎市浦ノ内。ただし、同市浦ノ内福良204番地の1か
- ら254番地までを除く。
- (4) 制限又は条件
- 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。
- 14 公示番号 区第3,014号(第一種(魚類)深浦)
- (1) 漁場の位置及び区域
- ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内下がり木地先
- イ 漁場の区域
- 点の位置
- 基点甲 須崎市浦ノ内福良クロ八区画基点
- 基点乙 須崎市浦ノ内福良ウバガフツクロ区画基点
- ア 甲から乙を見通した線から左に24度45分の線と乙から甲を見通した線から右に60度47分

の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に48度35分の線と乙から甲を見通した線から右に98度48分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に42度21分の線と乙から甲を見通した線から右に108度38分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から右に11度2分の線と乙から甲を見通した線から左に117度22分の線との交点

アイ、イウ及びエアを結ぶ3直線並びにウエ間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期  
第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
類小割り式養殖業

(3) 地元地区

須崎市浦ノ内。ただし、同市浦ノ内福良204番地の1から254番地までを除く。

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

15 公示番号 区第3,015号(第一種(魚類)深浦)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内上浦場西地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市浦ノ内長崎の鼻新区画基点(新規)

基点乙 須崎市浦ノ内大崎下浦場浦場の白石新区画基点(新規)

ア 甲から乙を見通した線から左に77度8分の線上甲から105メートルの点

イ 乙から甲を見通した線から右に49度50分の線上乙から228メートルの点

ウ 乙から甲を見通した線から右に49度50分の線上乙から113メートルの点

エ 甲から乙を見通した線から左に3度30分の線上甲から73メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期  
第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
類小割り式養殖業

(3) 地元地区

須崎市浦ノ内。ただし、同市浦ノ内福良204番地の1か

ら254番地までを除く。

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

16 公示番号 区第3,016号(第一種(魚類)深浦)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内玉目地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市浦ノ内長崎の鼻新区画基点(新規)

基点乙 須崎市浦ノ内赤ヶ崎区画基点

ア 甲から乙を見通した線から左に76度24分の線上甲から291メートルの点

イ 甲から乙を見通した線から左に38度2分の線上甲から88メートルの点

ウ 甲から乙を見通した線から左に102度20分の線上甲から156メートルの点

エ 甲から乙を見通した線から左に96度9分の線上甲から314メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期  
第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
類小割り式養殖業

(3) 地元地区

須崎市浦ノ内。ただし、同市浦ノ内福良204番地の1から254番地までを除く。

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

17 公示番号 区第3,017号(第一種(魚類)深浦)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市浦ノ内入戸南地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市浦ノ内入戸五厘の鼻区画基点

基点乙 須崎市浦ノ内入戸松ヶ崎新区画基点(新規)

ア 甲から乙を見通した線から左に17度49分の線上甲から140メートルの点

イ 乙から甲を見通した線から右に17度35分の線上乙から123メートルの点

ウ 乙から甲を見通した線から左に30度53分の線上乙から142メートルの点

エ 甲から乙を見通した線から右に27度25分の線上甲から145メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期  
第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
類小割り式養殖業

(3) 地元地区

須崎市浦ノ内。ただし、同市浦ノ内福良204番地の1から254番地までを除く。

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

18 公示番号 区第3,018号(第一種(魚類))

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市大谷戸島地先(ガラク)

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市大谷戸島北區画基点

ア 甲から磁針方位302度8分の線上甲から786メートルの点

イ 甲から磁針方位339度32分の線上甲から681メートルの点

ウ 甲から磁針方位352度42分の線上甲から235メートルの点

エ 甲から磁針方位271度53分の線上甲から637メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期  
第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
類小割り式養殖業

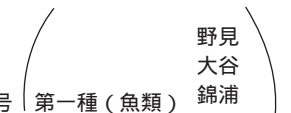
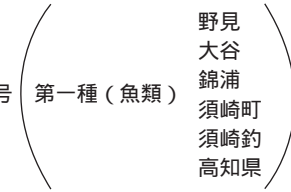
(3) 地元地区

須崎市のうち須崎、野見、大谷及び久通

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

19 公示番号 区第3,019号(第一種(魚類))



須崎町  
須崎釣  
高知県

- (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 須崎市大谷中の島地先
  - イ 漁場の区域
- 点の位置
  - 基点甲 須崎市大谷中の島西区画基点
    - ア 甲から磁針方位31度22分の線上甲から363メートルの点
    - イ 甲から磁針方位36度48分の線上甲から455メートルの点
    - ウ 甲から磁針方位53度24分の線上甲から428メートルの点
    - エ 甲から磁針方位52度16分の線上甲から328メートルの点
- アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域
- (2) 漁業の種類及び時期
  - 漁業の種類 漁業の時期
  - 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
  - 類小割り式養殖業
- (3) 地元地区
  - 須崎市のうち須崎、野見、大谷及び久通
- (4) 制限又は条件
  - 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

野見  
大谷  
錦浦  
須崎町  
須崎釣  
高知県

- 20 公示番号 区第3,020号 (第一種(魚類))
- (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 須崎市大谷白浜地先
  - イ 漁場の区域
- 点の位置
  - 基点甲 須崎市大谷蜂ヶ尻区画基点
  - 基点乙 須崎市大谷白浜ふとうしの鼻区画基点
    - ア 甲から磁針方位66度48分の線上甲から340メートルの点
    - イ 甲から磁針方位73度3分の線上甲から266メートルの点
    - ウ 甲から磁針方位315度51分の線上甲から80メートルの点

エ 甲から磁針方位328度45分の線上甲から486メートルの点

- アイ、イウ、ウエ、エ乙及びエアを結ぶ5直線により囲まれた区域
- (2) 漁業の種類及び時期
  - 漁業の種類 漁業の時期
  - 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
  - 類小割り式養殖業
- (3) 地元地区
  - 須崎市のうち須崎、野見、大谷及び久通
- (4) 制限又は条件
  - 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。
- 21 公示番号 区第3,021号 (第一種(魚類)野見)
- (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 須崎市野見大室戸地先
  - イ 漁場の区域
- 点の位置
  - 基点甲 須崎市大長崎の鼻区画基点
  - 基点乙 須崎市大谷古長崎白目礮区画基点
    - ア 甲から磁針方位326度23分の線上甲から310メートルの点
    - イ 甲から磁針方位33度40分の線上甲から826メートルの点
    - ウ 乙から磁針方位117度30分の線上乙から204メートルの点
    - エ 乙から磁針方位217度35分の線上乙から394メートルの点
    - オ 甲から磁針方位61度50分の線上甲から466メートルの点
    - カ 甲から磁針方位326度23分の線上甲から131メートルの点
- アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを結ぶ6直線により囲まれた区域
- (2) 漁業の種類及び時期
  - 漁業の種類 漁業の時期
  - 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
  - 類小割り式養殖業
- (3) 地元地区
  - 須崎市野見
- (4) 制限又は条件
  - 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。
- 22 公示番号 区第3,022号 (第一種(魚類)大谷)
- (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 須崎市大谷小室戸地先
  - イ 漁場の区域

- 点の位置
  - 基点甲 須崎市大長崎の鼻区画基点
    - ア 甲から磁針方位37度58分の線上甲から917メートルの点
    - イ 甲から磁針方位41度10分の線上甲から1,113メートルの点
    - ウ 甲から磁針方位61度5分の線上甲から1,062メートルの点
    - エ 甲から磁針方位60度26分の線上甲から856メートルの点
- アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域
- (2) 漁業の種類及び時期
  - 漁業の種類 漁業の時期
  - 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
  - 類小割り式養殖業
- (3) 地元地区
  - 須崎市大谷
- (4) 制限又は条件
  - 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。
- 23 公示番号 区第3,023号 (第一種(魚類)大谷)
- (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 須崎市野見湾馬の背地先
  - イ 漁場の区域
- 点の位置
  - 基点甲 須崎市大長崎の鼻区画基点
    - ア 甲から磁針方位326度23分の線上甲から959メートルの点
    - イ 甲から磁針方位24度24分の線上甲から1,053メートルの点
    - ウ 甲から磁針方位30度33分の線上甲から986メートルの点
    - エ 甲から磁針方位326度23分の線上甲から430メートルの点
- アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域
- (2) 漁業の種類及び時期
  - 漁業の種類 漁業の時期
  - 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
  - 類小割り式養殖業
- (3) 地元地区
  - 須崎市大谷
- (4) 制限又は条件
  - 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

24 公示番号 区第3,024号 (第一種(魚類) 大谷野見)

- (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 須崎市大谷勢井湾中央地先
  - イ 漁場の区域
- 点の位置
  - 基点甲 須崎市大長崎の鼻区画基点
    - ア 甲から磁針方位339度42分の線上甲から1,255メートルの点
    - イ 甲から磁針方位351度10分の線上甲から1,212メートルの点
    - ウ 甲から磁針方位350度18分の線上甲から993メートルの点
    - エ 甲から磁針方位336度31分の線上甲から1,044メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

- (2) 漁業の種類及び時期
  - 漁業の種類 漁業の時期
  - 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
  - 類小割り式養殖業

- (3) 地元地区
  - 須崎市のうち大谷及び野見

- (4) 制限又は条件
  - 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

25 公示番号 区第3,025号 (第一種(魚類) 須崎釣)

- (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 須崎市安和地先
  - イ 漁場の区域
- 点の位置
  - 基点甲 須崎市安和桜川々口南区画基点
    - ア 甲から磁針方位62度54分の線上甲から505メートルの点
    - イ 甲から磁針方位85度43分の線上甲から609メートルの点
    - ウ 甲から磁針方位92度45分の線上甲から414メートルの点
    - エ 甲から磁針方位57度21分の線上甲から304メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

- (2) 漁業の種類及び時期
  - 漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで

- 類小割り式養殖業
  - (3) 地元地区
    - 須崎市須崎
  - (4) 制限又は条件
    - 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。
- 26 公示番号 区第3,026号 (第一種(魚類) 久礼)
- (1) 漁場の位置及び区域
    - ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町久礼双名島地先
    - イ 漁場の区域
  - 点の位置
    - 基点甲 高岡郡中土佐町久礼双名島元の島区画基点
      - ア 甲から磁針方位278度40分の線上甲から129メートルの点
      - イ 甲から磁針方位286度46分の線上甲から207メートルの点
      - ウ 甲から磁針方位300度28分の線上甲から207メートルの点
      - エ 甲から磁針方位299度16分の線上甲から120メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

- (2) 漁業の種類及び時期
  - 漁業の種類 漁業の時期
  - 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
  - 類小割り式養殖業

- (3) 地元地区
  - 高岡郡中土佐町久礼

- (4) 制限又は条件
  - 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

27 公示番号 区第3,027号 (第一種(魚類) 上ノ加江)

- (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町上ノ加江上ノ加江港内
  - イ 漁場の区域
- 点の位置
  - 基点甲 高岡郡中土佐町上ノ加江権現濠区画基点
    - ア 甲から磁針方位291度50分の線上甲から368メートルの点
    - イ 甲から磁針方位305度52分の線上甲から383メートルの点
    - ウ 甲から磁針方位310度16分の線上甲から304メートルの点
    - エ 甲から磁針方位293度17分の線上甲から282メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ

た区域

- (2) 漁業の種類及び時期
    - 漁業の種類 漁業の時期
    - 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
    - 類小割り式養殖業
  - (3) 地元地区
    - 高岡郡中土佐町上ノ加江
  - (4) 制限又は条件
    - 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。
- 28 公示番号 区第3,028号 (第一種(魚類) 上ノ加江)
- (1) 漁場の位置及び区域
    - ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町上ノ加江弁天崎地先
    - イ 漁場の区域
  - 点の位置
    - 基点甲 高岡郡中土佐町上ノ加江一ツ濠岡小型定置漁場基点
    - 基点乙 高岡郡中土佐町上ノ加江弁天崎小型定置漁場基点
      - ア 甲から乙を見通した線から左に39度14分の線と乙から甲を見通した線から右に60度3分の線との交点
      - イ 甲から乙を見通した線から左に35度53分の線と乙から甲を見通した線から右に74度8分の線との交点
      - ウ 甲から乙を見通した線から左に21度24分の線と乙から甲を見通した線から右に74度8分の線との交点
      - エ 甲から乙を見通した線から左に22度32分の線と乙から甲を見通した線から右に50度53分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

- (2) 漁業の種類及び時期
  - 漁業の種類 漁業の時期
  - 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで
  - 類小割り式養殖業

- (3) 地元地区
  - 高岡郡中土佐町上ノ加江

- (4) 制限又は条件
  - 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

(西部海区関係)

29 公示番号 区第3,029号 (第一種(魚類) 上川口)

- (1) 漁場の位置及び区域
  - ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町上川口港内岬防波堤地先
  - イ 漁場の区域

<p>点の位置                  基点甲 幡多郡黒潮町上川口港内岬防波堤区画基点                  ア 甲から磁針方位165度40分の線上甲から101メートルの点                  イ 甲から磁針方位194度8分の線上甲から101メートルの点                  ウ 甲から磁針方位203度7分の線上甲から62メートルの点                  エ 甲から磁針方位156度21分の線上甲から63メートルの点                  アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期                  漁業の種類 漁業の時期                  第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで                  類小割り式養殖業</p> <p>(3) 地元地区                  幡多郡黒潮町上川口</p> <p>(4) 制限又は条件                  昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。</p> <p>30 公示番号 区第3,030号(第一種(魚類)窪津)</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域                  ア 漁場の位置 土佐清水市窪津窪津崎沖                  イ 漁場の区域                  点の位置                  基点甲 土佐清水市窪津県漁場基点第146号                  ア 甲から磁針方位54度46分の線上甲から1,170メートルの点                  イ 甲から磁針方位59度42分の線上甲から1,175メートルの点                  ウ 甲から磁針方位59度52分の線上甲から1,143メートルの点                  エ 甲から磁針方位54度46分の線上甲から1,140メートルの点                  アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期                  漁業の種類 漁業の時期                  第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで                  類小割り式養殖業</p> <p>(3) 地元地区                  土佐清水市のうち窪津及び津呂</p> <p>(4) 制限又は条件                  昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。</p> <p>31 公示番号 区第3,031号(第一種(魚類)清水)</p>	<p>(1) 漁場の位置及び区域                  ア 漁場の位置 土佐清水市清水港内呼簷山地先                  イ 漁場の区域                  点の位置                  基点甲 土佐清水市清水渡場区画基点                  ア 甲から磁針方位13度23分の線上甲から63メートルの点                  イ 甲から磁針方位33度12分の線上甲から177メートルの点                  ウ 甲から磁針方位46度21分の線上甲から174メートルの点                  エ 甲から磁針方位52度37分の線上甲から55メートルの点                  アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期                  漁業の種類 漁業の時期                  第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで                  類小割り式養殖業</p> <p>(3) 地元地区                  土佐清水市清水</p> <p>(4) 制限又は条件                  昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。</p> <p>32 公示番号 区第3,032号(第一種(魚類)清水)</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域                  ア 漁場の位置 土佐清水市清水港内はかま落地先                  イ 漁場の区域                  点の位置                  基点甲 土佐清水市清水鹿島出し区画基点                  ア 甲から磁針方位76度11分の線上甲から264メートルの点                  イ 甲から磁針方位143度44分の線上甲から148メートルの点                  ウ 甲から磁針方位147度58分の線上甲から109メートルの点                  エ 甲から磁針方位68度19分の線上甲から245メートルの点                  アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期                  漁業の種類 漁業の時期                  第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで                  類小割り式養殖業</p> <p>(3) 地元地区                  土佐清水市清水</p>	<p>(4) 制限又は条件                  昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。</p> <p>33 公示番号 区第3,033号(第一種(魚類)清水)</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域                  ア 漁場の位置 土佐清水市越小刈谷(2)地先                  イ 漁場の区域                  点の位置                  基点甲 土佐清水市越小刈谷平塚区画基点                  ア 甲から磁針方位235度30分の線上甲から312メートルの点                  イ 甲から磁針方位239度0分の線上甲から418メートルの点                  ウ 甲から磁針方位246度0分の線上甲から414メートルの点                  エ 甲から磁針方位245度0分の線上甲から304メートルの点                  アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期                  漁業の種類 漁業の時期                  第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで                  類小割り式養殖業</p> <p>(3) 地元地区                  土佐清水市越</p> <p>(4) 制限又は条件                  昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。</p> <p>34 公示番号 区第3,034号(第一種(魚類)月灘)</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域                  ア 漁場の位置 幡多郡大月町周防形仏簷沖                  イ 漁場の区域                  点の位置                  基点甲 幡多郡大月町周防形仏簷小型定置漁場基点                  ア 甲から磁針方位176度0分の線上甲から204メートルの点                  イ 甲から磁針方位182度58分の線上甲から227メートルの点                  ウ 甲から磁針方位188度51分の線上甲から207メートルの点                  エ 甲から磁針方位181度51分の線上甲から181メートルの点                  アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期                  漁業の種類 漁業の時期                  第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで</p>
---	--	---



類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡大月町のうち赤泊、西泊、榎ノ浦及び周防形

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

35 公示番号 区第3,035号(第一種(魚類)月灘)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町周防形仏簀丘  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町周防形仏簀小型定置漁場基点  
 ア 甲から磁針方位318度5分の線上甲から165メートルの点  
 イ 甲から磁針方位310度5分の線上甲から183メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位316度12分の線上甲から211メートルの点  
 エ 甲から磁針方位323度30分の線上甲から196メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡大月町のうち赤泊、西泊、榎ノ浦及び周防形

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

36 公示番号 区第3,036号(第一種(魚類)月灘)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町周防形鬼王簀沖  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町周防形鬼王簀泉漁場基点第214号  
 ア 甲から磁針方位169度12分の線上甲から305メートルの点  
 イ 甲から磁針方位186度22分の線上甲から245メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位170度42分の線上甲から163メートルの点  
 エ 甲から磁針方位152度28分の線上甲から242メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ

た区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡大月町のうち赤泊、西泊、榎の浦及び周防形

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

37 公示番号 区第3,037号(第一種(魚類)古満目)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町古満目第一防波堤東地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町古満目第一防波堤突端区画基点  
 ア 甲から磁針方位12度37分の線上甲から50メートルの点  
 イ 甲から磁針方位84度32分の線上甲から148メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位108度55分の線上甲から144メートルの点  
 甲ア、アイ及びイウを結ぶ3直線並びにウ甲間の最大高潮時の海岸線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡大月町古満目

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

38 公示番号 区第3,038号(第一種(魚類)柏島)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町柏島兼山神社下地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町柏島泉漁場基点第184号  
 基点乙 幡多郡大月町柏島柏島港口灯台  
 ア 甲から乙を見通した線から左に50度26分の線上甲から447メートルの点  
 イ 甲から乙を見通した線から左に33度30分の線上甲から466メートルの点  
 ウ 甲から乙を見通した線から左に24度0分の線上甲から403メートルの点

エ 甲から乙を見通した線から左に17度24分の線上甲から328メートルの点  
 オ 甲から乙を見通した線から左に58度40分の線上甲から279メートルの点  
 カ 甲から乙を見通した線から左に56度56分の線上甲から348メートルの点  
 キ 甲から乙を見通した線から左に54度35分の線上甲から424メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアを結ぶ7直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡大月町柏島

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

39 公示番号 区第3,039号(第一種(魚類)柏島)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町柏島赤むろ崎前地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町柏島泉漁場基点第184号  
 基点乙 幡多郡大月町柏島柏島港口灯台  
 ア 甲から乙を見通した線から右に5度23分の線上甲から459メートルの点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に20度24分の線上甲から539メートルの点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に64度10分の線上甲から604メートルの点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に87度30分の線上甲から406メートルの点  
 オ 甲から乙を見通した線から右に75度51分の線上甲から307メートルの点  
 カ 甲から乙を見通した線から右に112度30分の線上甲から239メートルの点  
 キ 甲から乙を見通した線から左に12度24分の線上甲から253メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアを結ぶ7直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡大月町柏島

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

40 公示番号 区第3,040号(第一種(魚類)一切)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町一切赤禿地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町一切小島県漁場基点  
 基点乙 幡多郡大月町一切赤禿大瀬県漁場基点  
 ア 甲から乙を見通した線から左に1度45分の線と甲から98メートルの点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に6度5分の線と乙から甲を見通した線から左に54度39分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に18度37分の線と乙から甲を見通した線から左に37度59分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に12度12分の線と乙から甲を見通した線から左に20度4分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 4月1日から10月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡大月町一切

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

41 公示番号 区第3,041号(第一種(魚類)一切)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町一切新網代地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町一切新網代区画基点  
 ア 甲から磁針方位355度38分の線上甲から154メートルの点  
 イ 甲から磁針方位67度48分の線上甲から252メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位96度23分の線上甲から196メートルの点  
 エ 甲から磁針方位314度36分の線上甲から60

メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡大月町一切

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

42 公示番号 区第3,042号(第一種(魚類)一切)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町一切溜所地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町一切漁港防波堤突端県漁場基点第246号  
 基点乙 幡多郡大月町一切新網代区画基点  
 ア 甲から乙を見通した線から右に111度38分の線と乙から甲を見通した線から左に38度55分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に135度58分の線と乙から甲を見通した線から左に28度9分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に155度2分の線と乙から甲を見通した線から左に14度16分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に141度41分の線と乙から甲を見通した線から左に18度43分の線との交点  
 オ 甲から乙を見通した線から右に149度22分の線と乙から甲を見通した線から左に13度17分の線との交点  
 カ 甲から乙を見通した線から右に137度35分の線と乙から甲を見通した線から左に15度57分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを結ぶ6直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡大月町一切

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

43 公示番号 区第3,043号(第一種(魚類)一切)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町一切くえ瀬地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町一切新網代区画基点  
 基点乙 幡多郡大月町一切漁港防波堤突端県漁場基点第246号  
 ア 甲から乙を見通した線から左に54度42分の線と乙から甲を見通した線から右に83度25分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から左に42度41分の線と乙から甲を見通した線から右に103度25分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から左に29度22分の線と乙から甲を見通した線から右に109度44分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から左に45度3分の線と乙から甲を見通した線から右に75度36分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡大月町一切

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

44 公示番号 区第3,044号(第一種(魚類)一切)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町一切サルガウド地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町一切小浜高瀬県漁場基点  
 基点乙 幡多郡大月町一切小島県漁場基点  
 ア 甲から乙を見通した線から右に42度7分の線と乙から甲を見通した線から左に7度55分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に30度40分の線と乙から甲を見通した線から左に13度45分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から右に82度40分の線と乙から甲を見通した線から左に40度9分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に95度13分の線と乙から甲を見通した線から左に33度36分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡大月町一切

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

45 公示番号 区第3,045号(第一種(魚類)安満地)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地蜂の巣浜地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町安満地烏帽子簷区画基点  
 ア 甲から磁針方位294度23分の線上甲から321メートルの点  
 イ 甲から磁針方位339度18分の線上甲から493メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位68度51分の線上甲から581メートルの点  
 エ 甲から磁針方位105度48分の線上甲から442メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡大月町安満地

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

46 公示番号 区第3,046号(第一種(魚類)安満地)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地越戸地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置

基点甲 幡多郡大月町安満地棒簷漁場基点  
 基点乙 幡多郡大月町安満地磯の浜むら簷漁場基点  
 基点丙 幡多郡大月町安満地平簷漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から右に120度4分の線と乙から甲を見通した線から左に20度1分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に28度32分の線と乙から甲を見通した線から左に100度19分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に13度47分の線と乙から甲を見通した線から左に118度6分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に6度0分の線と乙から甲を見通した線から左に25度37分の線との交点  
 オ 甲から乙を見通した線から右に0度18分の線と乙から甲を見通した線から左に0度27分の線との交点  
 カ 甲から乙を見通した線から右に165度5分の線と乙から甲を見通した線から左に2度44分の線との交点  
 キ 甲から丙を見通した線から右に92度3分の線と丙から甲を見通した線から左に21度12分の線との交点  
 ク 甲から丙を見通した線から右に68度37分の線と丙から甲を見通した線から左に26度47分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアを結ぶ8直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡大月町安満地

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

47 公示番号 区第3,047号(第一種(魚類)安満地)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地向かいの浜沖  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町安満地仁井田神社前波止の先  
 区画基点

基点乙 幡多郡大月町安満地針目簷区画基点

ア 甲から乙を見通した線から右に13度41分の線と乙から甲を見通した線から左に24度49分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に43度29分の線と乙から甲を見通した線から左に34度55分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に70度36分の線と乙から甲を見通した線から左に12度54分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から左に9度1分の線と乙から甲を見通した線から右に5度53分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡大月町安満地

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

48 公示番号 区第3,048号(第一種(魚類)橋浦)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町橋浦高望地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町橋浦高望丸簷区画基点  
 ア 甲から磁針方位13度8分の線上甲から62メートルの点  
 イ 甲から磁針方位43度44分の線上甲から198メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位105度58分の線上甲から266メートルの点  
 エ 甲から磁針方位140度9分の線上甲から206メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡大月町橋浦

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

49 公示番号 区第3,049号(第一種(魚類)橘浦)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町橘浦中崎の鼻地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町橘浦クエノ鼻区画基点  
 基点乙 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場鼻県漁場基点第230号  
 ア 甲から乙を見通した線から左に84度45分の線上甲から340メートルの点  
 イ 甲から乙を見通した線から左に50度10分の線上甲から117メートルの点  
 ウ 甲から乙を見通した線から左に101度30分の線上甲から78メートルの点  
 エ 甲から乙を見通した線から左に100度20分の線上甲から196メートルの点  
 オ 甲から乙を見通した線から左に135度10分の線上甲から180メートルの点  
 カ 甲から乙を見通した線から左に125度0分の線上甲から250メートルの点  
 キ 甲から乙を見通した線から左に150度20分の線上甲から356メートルの点  
 ク 甲から乙を見通した線から左に140度0分の線上甲から428メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク及びクアを結ぶ8直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡大月町橘浦

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

50 公示番号 区第3,050号(第一種(魚類)橘浦)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町橘浦タナの下地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町橘浦クエノ鼻区画基点  
 基点乙 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場鼻県漁場基点第230号  
 ア 甲から乙を見通した線から左に52度10分の

線上甲から502メートルの点  
 イ 甲から乙を見通した線から左に25度50分の線上甲から589メートルの点  
 ウ 甲から乙を見通した線から左に5度30分の線上甲から390メートルの点  
 エ 甲から乙を見通した線から左に47度10分の線上甲から244メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡大月町橘浦

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

51 公示番号 区第3,051号(第一種(魚類)橘浦)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町橘浦椎ノ浦地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町橘浦クエノ鼻区画基点  
 基点乙 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場鼻県漁場基点第230号  
 ア 甲から乙を見通した線から左に12度56分の線上甲から620メートルの点  
 イ 甲から乙を見通した線から左に0度36分の線上甲から741メートルの点  
 ウ 甲から乙を見通した線から左に342度43分の線上甲から589メートルの点  
 エ 甲から乙を見通した線から左に353度5分の線上甲から438メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡大月町橘浦

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

52 公示番号 区第3,052号(第一種(魚類)橘浦)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町橘浦弦場鼻沖  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町橘浦クエノ鼻区画基点  
 基点乙 幡多郡大月町橘浦・泊浦界弦場鼻県漁場基点第230号  
 ア 甲から乙を見通した線から左に50度42分の線と乙から甲を見通した線から右に79度59分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から左に33度39分の線と乙から甲を見通した線から右に104度38分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から左に27度34分の線と乙から甲を見通した線から右に99度28分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から左に34度27分の線と乙から甲を見通した線から右に84度43分の線との交点  
 オ 甲から乙を見通した線から左に22度28分の線と乙から甲を見通した線から右に56度6分の線との交点  
 カ 甲から乙を見通した線から左に38度22分の線と乙から甲を見通した線から右に44度5分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びクアを結ぶ6直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡大月町橘浦

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

53 公示番号 区第3,053号(第一種(魚類)泊浦)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町泊浦ゴヨウウサ沖  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町泊浦網代山前峯区画基点  
 ア 甲から磁針方位292度30分の線上甲から727メートルの点  
 イ 甲から磁針方位311度15分の線上甲から389メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位280度15分の線上甲から309

メートルの点  
 エ 甲から磁針方位276度33分の線上甲から687  
 メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ  
 た区域  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業  
 (3) 地元地区  
 幡多郡大月町泊浦  
 (4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。  
 54 公示番号 区第3,054号(第一種(魚類)泊浦)  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町泊浦古泊地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町泊浦網代山前簞区画基点  
 ア 甲から磁針方位356度0分の線上甲から148  
 メートルの点  
 イ 甲から磁針方位28度31分の線上甲から186  
 メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位42度20分の線上甲から140  
 メートルの点  
 エ 甲から磁針方位356度0分の線上甲から88  
 メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ  
 た区域  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業  
 (3) 地元地区  
 幡多郡大月町泊浦  
 (4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。  
 55 公示番号 区第3,055号(第一種(魚類)泊浦)  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町泊浦えびす鼻沖  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町泊浦網代山前簞新区画基点  
 (新設)  
 基点乙 幡多郡大月町泊浦古泊の鼻区画基点

ア 甲から乙を見通した線から右に36度58分の  
 線と乙から甲を見通した線から左に100度28  
 分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に51度23分の  
 線と乙から甲を見通した線から左に96度6分  
 の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に75度19分の  
 線と乙から甲を見通した線から左に67度1分  
 の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に66度48分の  
 線と乙から甲を見通した線から左に49度31分  
 の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ  
 た区域  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業  
 (3) 地元地区  
 幡多郡大月町泊浦  
 (4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。  
 56 公示番号 区第3,056号(第一種(魚類)泊浦)  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町泊浦くろみど沖  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町泊浦網代山前簞区画基点  
 ア 甲から磁針方位329度45分の線上甲から444  
 メートルの点  
 イ 甲から磁針方位319度26分の線上甲から829  
 メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位327度39分の線上甲から863  
 メートルの点  
 エ 甲から磁針方位342度54分の線上甲から504  
 メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ  
 た区域  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業  
 (3) 地元地区  
 幡多郡大月町泊浦  
 (4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。  
 57 公示番号 区第3,057号(第一種(魚類)泊浦)  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町泊浦赤崎沖  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町泊浦白の鼻漁場基点  
 ア 甲から磁針方位177度50分の線上甲から551  
 メートルの点  
 イ 甲から磁針方位189度52分の線上甲から176  
 メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位156度12分の線上甲から175  
 メートルの点  
 エ 甲から磁針方位167度21分の線上甲から550  
 メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ  
 た区域  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業  
 (3) 地元地区  
 幡多郡大月町泊浦  
 (4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。  
 58 公示番号 区第3,058号(第一種(魚類)龍ヶ迫)  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町芳の沢田土地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町芳の沢立簞区画基点  
 ア 甲から磁針方位285度18分の線上甲から385  
 メートルの点  
 イ 甲から磁針方位326度35分の線上甲から270  
 メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位319度3分の線上甲から112  
 メートルの点  
 エ 甲から磁針方位263度49分の線上甲から297  
 メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれ  
 た区域  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 幡多郡大月町のうち龍ヶ迫及び芳の沢

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

59 公示番号 区第3,059号(第一種(魚類)栄喜)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 幡多郡大月町芳の沢立簀地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町芳の沢立簀区画基点  
 基点乙 幡多郡大月町・宿毛市界立石区画基点  
 ア 甲から磁針方位332度0分の線上甲から2,400メートルの点  
 イ 乙から磁針方位321度0分の線上乙から176メートルの点  
 甲ア、アイ、イ乙及び乙甲を結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 宿毛市栄喜

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

60 公示番号 区第3,060号(第一種(魚類)大海・栄喜・小筑紫・内外ノ浦)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町栄喜立石地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 幡多郡大月町・宿毛市界立石区画基点  
 基点乙 宿毛市小筑紫町栄喜蛭子鼻区画基点  
 ア 甲から磁針方位321度0分の線上甲から176メートルの点  
 イ 甲から磁針方位64度28分の線上甲から227メートルの点  
 甲ア、アイ、イ乙及び乙甲を結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 宿毛市小筑紫町

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

61 公示番号 区第3,061号(第一種(魚類)大海・栄喜・小筑紫・内外ノ浦)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町栄喜一切田地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 宿毛市小筑紫町栄喜ばら網代区画基点  
 基点乙 宿毛市小筑紫町栄喜一切田大岩区画基点  
 ア 甲から乙を見通した線から右に24度49分の線と乙から甲を見通した線から左に137度40分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に34度6分の線と乙から甲を見通した線から左に124度53分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に53度45分の線と乙から甲を見通した線から左に67度51分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に90度4分の線と乙から甲を見通した線から左に27度45分の線との交点  
 オ 甲から乙を見通した線から右に48度42分の線と乙から甲を見通した線から左に6度15分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 宿毛市小筑紫町

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

62 公示番号 区第3,062号(第一種(魚類)大海・栄喜・小筑紫・内外ノ浦)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町青瀬地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 宿毛市小筑紫町栄喜廻り鼻区画基点  
 基点乙 宿毛市小筑紫町栄喜ばら網代区画基点  
 ア 甲から乙を見通した線から右に50度43分の線と乙から甲を見通した線から左に36度42分

の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に60度21分の線と乙から甲を見通した線から左に40度10分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に95度52分の線と乙から甲を見通した線から左に26度1分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に105度58分の線と乙から甲を見通した線から左に25度43分の線との交点  
 オ 甲から乙を見通した線から右に112度8分の線と乙から甲を見通した線から左に16度43分の線との交点  
 カ 甲から乙を見通した線から右に79度27分の線と乙から甲を見通した線から左に17度48分の線との交点  
 キ 甲から乙を見通した線から右に54度54分の線と乙から甲を見通した線から左に25度46分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアを結ぶ7直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 宿毛市小筑紫町

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

63 公示番号 区第3,063号(第一種(魚類)大海・栄喜・小筑紫・内外ノ浦)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町大海狸々簀地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 宿毛市小筑紫町大海狸々簀区画基点  
 基点乙 宿毛市小筑紫町栄喜蛭子鼻区画基点  
 ア 甲から乙を見通した線から右に34度22分の線上甲から190メートルの点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に113度6分の線上甲から110メートルの点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に125度1分の線上甲から67メートルの点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に34度22分の線上甲から100メートルの点

オ 甲から乙を見通した線から左に19度27分の線上甲から78メートルの点  
 カ 甲から乙を見通した線から左に132度44分の線上甲から180メートルの点  
 キ 甲から乙を見通した線から左に117度26分の線上甲から187メートルの点  
 ク 甲から乙を見通した線から左に62度37分の線上甲から138メートルの点  
 ケ 甲から乙を見通した線から左に21度37分の線上甲から160メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ、キク、クケ及びケアを結ぶ9直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 宿毛市小筑紫町

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

64 公示番号 区第3,064号(第一種(魚類)栄喜・小筑紫・内外ノ浦)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町大海長崎地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 宿毛市小筑紫町大海一ツ濬区画基点  
 基点乙 宿毛市小筑紫町栄喜蛭子鼻区画基点  
 ア 甲から乙を見通した線から右に74度53分の線と乙から甲を見通した線から左に72度2分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に85度18分の線と乙から甲を見通した線から左に48度18分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に61度12分の線と乙から甲を見通した線から左に55度55分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に60度47分の線と乙から甲を見通した線から左に83度12分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで

類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 宿毛市小筑紫町

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

65 公示番号 区第3,065号(第一種(魚類)大海・栄喜・小筑紫・内外ノ浦)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町長崎山白濬沖  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 宿毛市大島烏帽子濬区画基点  
 基点乙 宿毛市小筑紫町白濬区画基点  
 ア 甲から乙を見通した線から右に35度46分の線と乙から甲を見通した線から左に52度20分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に10度17分の線と乙から甲を見通した線から左に17度18分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に14度19分の線と乙から甲を見通した線から左に45度47分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に21度5分の線と乙から甲を見通した線から左に60度19分の線との交点  
 オ 甲から乙を見通した線から右に21度32分の線と乙から甲を見通した線から左に75度7分の線との交点  
 カ 甲から乙を見通した線から右に25度28分の線と乙から甲を見通した線から左に77度39分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを結ぶ6直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 宿毛市小筑紫町

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

66 公示番号 区第3,066号(第一種(魚類)大海・栄喜・小筑紫・内外ノ浦)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町大海弘浦地先

イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 宿毛市小筑紫町長崎山松ヶ鼻区画基点  
 基点乙 宿毛市小筑紫町長崎山大岩区画基点  
 ア 甲から乙を見通した線から左に103度29分の線と乙から甲を見通した線から右に26度4分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から左に34度38分の線と乙から甲を見通した線から右に115度22分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から左に10度51分の線と乙から甲を見通した線から右に155度19分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から左に114度6分の線と乙から甲を見通した線から右に14度7分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 宿毛市小筑紫町

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

67 公示番号 区第3,067号(第一種(魚類)小筑紫・内外ノ浦)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町内外ノ浦前地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 宿毛市小筑紫町長崎山松ヶ鼻区画基点  
 基点乙 宿毛市小筑紫町長崎山大岩区画基点  
 ア 甲から乙を見通した線から左に77度30分の線と乙から甲を見通した線から右に44度17分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から左に86度55分の線と乙から甲を見通した線から右に46度52分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から左に74度58分の線と乙から甲を見通した線から右に61度38分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から左に64度4分の線と乙から甲を見通した線から右に61度38分の線との交点

の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 宿毛市小筑紫町

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

68 公示番号 区第3,068号(第一種(魚類)大海・栄喜・小筑紫・内外ノ浦)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町内外ノ浦後田地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 宿毛市小筑紫町内外ノ浦竜権の鼻トン濬区画基点  
 基点乙 宿毛市小筑紫町長崎山松ヶ鼻区画基点  
 ア 甲から乙を見通した線から右に61度57分の線と乙から甲を見通した線から左に68度36分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に68度6分の線と乙から甲を見通した線から左に59度4分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に30度57分の線と乙から甲を見通した線から左に53度25分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に30度4分の線と乙から甲を見通した線から左に75度25分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 宿毛市小筑紫町

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

69 公示番号 区第3,069号(第一種(魚類)大海・栄喜・小筑紫・内外ノ浦)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫地先宿毛湾中央  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 宿毛市大島烏帽子濬区画基点  
 基点乙 宿毛市小筑紫町白濬区画基点  
 ア 甲から乙を見通した線から右に72度32分の線と乙から甲を見通した線から左に72度23分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に47度42分の線と乙から甲を見通した線から左に58度46分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に38度36分の線と乙から甲を見通した線から左に78度46分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に56度7分の線と乙から甲を見通した線から左に80度44分の線との交点  
 オ 甲から乙を見通した線から右に59度51分の線と乙から甲を見通した線から左に75度25分の線との交点  
 カ 甲から乙を見通した線から右に67度50分の線と乙から甲を見通した線から左に77度33分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを結ぶ6直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 宿毛市小筑紫町

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

70 公示番号 区第3,070号(第一種(魚類)大海・栄喜・小筑紫・内外ノ浦)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫地先宿毛湾中央沖  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 宿毛市大島烏帽子濬区画基点  
 基点乙 宿毛市小筑紫町白濬区画基点  
 ア 甲から乙を見通した線から右に62度24分の線と乙から甲を見通した線から左に76度8分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に59度51分の

線と乙から甲を見通した線から左に75度25分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に56度7分の線と乙から甲を見通した線から左に80度44分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に58度52分の線と乙から甲を見通した線から左に81度3分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 宿毛市小筑紫町

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

71 公示番号 区第3,071号(第一種(魚類)宿毛市)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 宿毛市大島地先宿毛湾中央  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 宿毛市大島烏帽子濬区画基点  
 基点乙 宿毛市小筑紫町白濬区画基点  
 ア 甲から乙を見通した線から右に90度5分の線と乙から甲を見通した線から左に59度55分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に85度20分の線と乙から甲を見通した線から左に46度36分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に99度57分の線と乙から甲を見通した線から左に39度3分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に100度49分の線と乙から甲を見通した線から左に34度13分の線との交点  
 オ 甲から乙を見通した線から右に71度22分の線と乙から甲を見通した線から左に48度57分の線との交点  
 カ 甲から乙を見通した線から右に84度8分の線と乙から甲を見通した線から左に64度56分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ及びカアを結ぶ6直線により囲まれた区域



(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 宿毛市のうち大島、片島、池島、坂の下、新田、宇須々木、樺及び大深浦

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

72 公示番号 区第3,072号(第一種(魚類)宿毛市)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 宿毛市大島咸陽島地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 宿毛市大島ウドノ鼻西区画基点  
 基点乙 宿毛市矢竹島北区画基点  
 ア 甲から乙を見通した線から右に21度9分の線と乙から甲を見通した線から左に80度10分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に24度27分の線と乙から甲を見通した線から左に13度56分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に19度17分の線と乙から甲を見通した線から左に11度23分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に19度17分の線と乙から甲を見通した線から左に81度9分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 宿毛市のうち大島、片島、池島、坂の下、新田、宇須々木、樺及び大深浦

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

73 公示番号 区第3,073号(第一種(魚類)宿毛市)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 宿毛市宇須々木久万端地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 宿毛市藻津桐島南区画基点

基点乙 宿毛市宇須々木久万端突端県漁場基点  
 ア 甲から乙を見通した線から右に131度54分の線と乙から甲を見通した線から左に15度1分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に77度41分の線と乙から甲を見通した線から左に72度0分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に106度12分の線と乙から甲を見通した線から左に55度5分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に151度14分の線と乙から甲を見通した線から左に17度42分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 宿毛市のうち大島、片島、池島、坂の下、新田、宇須々木、樺及び大深浦

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

74 公示番号 区第3,074号(第一種(魚類)藻津)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 宿毛市藻津桐島南地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 宿毛市藻津大藤島松ヶ鼻南区画基点  
 基点乙 宿毛市藻津桐島長磯区画基点  
 ア 甲から乙を見通した線から右に41度2分の線と乙から甲を見通した線から左に92度38分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に76度34分の線と乙から甲を見通した線から左に49度0分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に67度55分の線と乙から甲を見通した線から左に34度17分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に27度24分の線と乙から甲を見通した線から左に94度38分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 宿毛市藻津

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

75 公示番号 区第3,075号(第一種(魚類)藻津)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 宿毛市藻津大藤島南地先1  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 宿毛市藻津大藤島ボウズ簀区画基点  
 基点乙 宿毛市藻津大藤島松ヶ鼻南区画基点  
 ア 甲から乙を見通した線から右に110度48分の線と乙から甲を見通した線から左に55度35分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に132度8分の線と乙から甲を見通した線から左に37度51分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に139度58分の線と乙から甲を見通した線から左に26度49分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に101度55分の線と乙から甲を見通した線から左に54度3分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 宿毛市藻津

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

76 公示番号 区第3,076号(第一種(魚類)藻津)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 宿毛市藻津大藤島南地先2  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 宿毛市藻津大藤島沖ノ簀区画基点  
 基点乙 宿毛市藻津大藤島黒ウド東簀区画基点  
 ア 甲から乙を見通した線から右に28度19分の

線と乙から甲を見通した線から左に138度14分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に45度11分の線と乙から甲を見通した線から左に114度48分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に41度54分の線と乙から甲を見通した線から左に101度43分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に17度14分の線と乙から甲を見通した線から左に146度25分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 宿毛市藻津

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

77 公示番号 区第3,077号(第一種(魚類)藻津)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 宿毛市藻津大藤島南地先3  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 宿毛市藻津大藤島沖ノ瀨区画基点  
 基点乙 宿毛市藻津大藤島黒ウド東瀨区画基点  
 ア 甲から乙を見通した線から右に51度45分の線と乙から甲を見通した線から左に108度38分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に71度12分の線と乙から甲を見通した線から左に89度18分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に95度59分の線と乙から甲を見通した線から左に51度1分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に51度45分の線と乙から甲を見通した線から左に65度15分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで

類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 宿毛市藻津

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

78 公示番号 区第3,078号(第一種(魚類)藻津)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 宿毛市藻津大藤島南地先4  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 宿毛市藻津大藤島沖ノ瀨区画基点  
 基点乙 宿毛市藻津大藤島黒ウド東瀨区画基点  
 ア 甲から乙を見通した線から右に77度11分の線と乙から甲を見通した線から左に82度56分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に99度22分の線と乙から甲を見通した線から左に67度6分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に137度0分の線と乙から甲を見通した線から左に32度30分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に132度35分の線と乙から甲を見通した線から左に24度41分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 宿毛市藻津

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

79 公示番号 区第3,079号(第一種(魚類)藻津)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 宿毛市藻津大藤島松ヶ鼻地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 宿毛市藻津大藤島松ヶ鼻南区画基点  
 基点乙 宿毛市藻津中ノ瀨区画基点  
 ア 甲から乙を見通した線から右に56度30分の線と乙から甲を見通した線から左に8度9分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に71度54分の

線と乙から甲を見通した線から左に15度6分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に25度6分の線と乙から甲を見通した線から左に31度36分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に13度36分の線と乙から甲を見通した線から左に18度18分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 宿毛市藻津

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

80 公示番号 区第3,080号(第一種(魚類)藻津)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 宿毛市藻津桐島東地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 宿毛市藻津桐島ワシ谷の鼻区画基点  
 ア 甲から磁針方位17度18分の線上甲から109メートルの点  
 イ 甲から磁針方位126度46分の線上甲から191メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位138度38分の線上甲から178メートルの点  
 エ 甲から磁針方位357度50分の線上甲から85メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業

(3) 地元地区  
 宿毛市藻津

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

81 公示番号 区第3,081号(第一種(魚類)藻津)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 宿毛市藻津桐島西ノ鼻地先

イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 宿毛市藻津桐島長磯区画基点  
 基点乙 宿毛市藻津大藤島松ヶ鼻南区画基点  
 ア 甲から乙を見通した線から右に38度30分の線と乙から甲を見通した線から左に25度6分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に65度36分の線と乙から甲を見通した線から左に56度42分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に60度12分の線と乙から甲を見通した線から左に62度30分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に29度36分の線と乙から甲を見通した線から左に30度0分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業  
 (3) 地元地区  
 宿毛市藻津  
 (4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。  
 82 公示番号 区第3,082号(第一種(魚類)母島)  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 宿毛市沖ノ島町母島大和の内地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 宿毛市沖ノ島母島外頭区画基点  
 ア 甲から磁針方位263度43分の線上甲から198メートルの点  
 イ 甲から磁針方位298度0分の線上甲から307メートルの点  
 ウ 甲から磁針方位278度42分の線上甲から73メートルの点  
 アイ、イウ及びウエを結ぶ3直線により囲まれた区域  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 魚 1月1日から12月31日まで  
 類小割り式養殖業  
 (3) 地元地区  
 宿毛市沖ノ島町母島

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。  
 [第一種区画漁業(藻類養殖)]  
 (中部海区関係)  
 1 公示番号 区第4,001号(第一種(藻類)上ノ加江)  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町上ノ加江押岡地先(藻類)  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 高岡郡中土佐町上ノ加江三銀簪小型定置漁場基点  
 基点乙 高岡郡中土佐町上ノ加江上ノ加江港防波堤灯台  
 ア 甲から乙を見通した線から右に65度50分の線上甲から842メートルの点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に72度30分の線上甲から817メートルの点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に71度10分の線上甲から740メートルの点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に64度0分の線上甲から765メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 藻 12月1日から翌年5月31日まで  
 類養殖業  
 (3) 地元地区  
 高岡郡中土佐町上ノ加江  
 (4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。  
 2 公示番号 区第4,002号(第一種(藻類)上ノ加江)  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町上ノ加江弁天崎地先(藻類)  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 高岡郡中土佐町一ツ簪岡小型定置漁場基点  
 基点乙 高岡郡中土佐町弁天崎小型定置漁場基点  
 ア 甲から乙を見通した線から左に49度20分の線と乙から甲を見通した線から右に38度40分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から左に41度10分の線と乙から甲を見通した線から右に53度30分

の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から左に22度32分の線と乙から甲を見通した線から右に40度20分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から左に25度30分の線と乙から甲を見通した線から右に23度10分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 藻 12月1日から翌年5月31日まで  
 類養殖業  
 (3) 地元地区  
 高岡郡中土佐町上ノ加江  
 (4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。  
 3 公示番号 区第4,003号(第一種(藻類)志和)  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 高岡郡四万十町志和北磯地先  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 高岡郡四万十町志和松ノ下小型定置漁場基点  
 基点乙 高岡郡四万十町志和黒簪小型定置漁場基点  
 ア 甲から乙を見通した線から右に94度0分の線上甲から290メートルの点  
 イ 甲から乙を見通した線から右に121度0分の線上甲から330メートルの点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に126度0分の線上甲から290メートルの点  
 エ 甲から乙を見通した線から右に94度0分の線上甲から240メートルの点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 第一種区画漁業 藻 12月1日から翌年5月31日まで  
 類養殖業  
 (3) 地元地区  
 高岡郡四万十町志和  
 (4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。  
 (西部海区関係)  
 4 公示番号 区第4,004号(第一種(藻類)大海・栄喜・小

筑紫・内外ノ浦)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町福良川河口地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 宿毛市小筑紫町小筑紫内わらび堤防区画基点

点

ア 甲から磁針方位69度49分の線上甲から80メートルの点

イ 甲から磁針方位69度49分の線上甲から363メートルの点

ウ 甲から磁針方位104度2分の線上甲から544メートルの点

エ 甲から磁針方位118度32分の線上甲から525メートルの点

オ 甲から磁針方位130度27分の線上甲から323メートルの点

アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 藻 9月1日から翌年5月31日まで

類養殖業

(3) 地元地区

宿毛市小筑紫町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

5 公示番号 区第4,005号(第一種(藻類)大海・栄喜・小筑紫・内外ノ浦)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 宿毛市小筑紫町湊浦伊与野川河口地先

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 宿毛市小筑紫町湊浦池の丸護岸上区画基点

ア 甲から磁針方位290度0分の線上甲から454メートルの点

イ 甲から磁針方位301度2分の線上甲から450メートルの点

ウ 甲から磁針方位341度37分の線上甲から370メートルの点

エ 甲から磁針方位4度0分の線上甲から253メートルの点

オ 甲から磁針方位278度53分の線上甲から50メートルの点

カ 甲から磁針方位149度2分の線上甲から52

メートルの点

キ 甲から磁針方位175度31分の線上甲から80メートルの点

アイ、イウ、ウエ、エオ、オカ、カキ及びキアを結ぶ7直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

第一種区画漁業 藻 9月1日から翌年5月31日まで

類養殖業

(3) 地元地区

宿毛市小筑紫町

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

定置漁業権(39件)

(東部海区関係)

1 公示番号 定第1,001号(野根伏越1号 ぶり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸郡東洋町野根伏越沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸郡東洋町野根野根港県漁場基点第6号(新設)

基点乙 安芸郡東洋町野根淀ヶ磯県漁場基点第8号(旧第56号)

ア 甲から乙を見通した線から左に75度45分の線と乙から甲を見通した線から右に39度20分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に54度38分の線と乙から甲を見通した線から右に53度52分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に24度26分の線と乙から甲を見通した線から右に25度19分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に48度34分の線と乙から甲を見通した線から右に15度26分の線との交点

オ 甲から乙を見通した線から左に60度46分の線と乙から甲を見通した線から右に22度42分の線との交点

カ 甲から乙を見通した線から左に34度33分の線と乙から甲を見通した線から右に35度12分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

ぶり、あじ、その他 1月1日から12月31日まで

定置漁業

(3) 地元地区

安芸郡東洋町野根

(4) 制限又は条件

ア 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

イ オカ、カウ、ウエ及びエオを結ぶ4直線により囲まれた区域内においては、定第1,002号の操業を妨げるような垣網の敷設を行ってはならない。

2 公示番号 定第1,002号(野根伏越第2号 ぶり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸郡東洋町野根伏越沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸郡東洋町野根野根港県漁場基点第6号(新設)

基点乙 安芸郡東洋町野根淀ヶ磯県漁場基点第8号(旧第56号)

ア 甲から乙を見通した線から左に60度46分の線と乙から甲を見通した線から右に22度42分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に34度33分の線と乙から甲を見通した線から右に35度12分の線との交点

ウ 乙から甲を見通した線から右に9度53分の線上乙から1,393メートルの点

エ 甲から乙を見通した線から左に19度28分の線上甲から603メートルの点

オ 甲から乙を見通した線から左に48度34分の線と乙から甲を見通した線から右に15度26分の線との交点

カ 甲から乙を見通した線から左に24度26分の線と乙から甲を見通した線から右に25度19分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

ぶり、あじ、その他 1月1日から12月31日まで

定置漁業

(3) 地元地区

安芸郡東洋町野根

(4) 制限又は条件

ア 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

イ アイ、イカ、カオ及びオアを結ぶ4直線により囲まれた区域内においては、定第1,001号の操業を妨げるような身網の敷設を行ってはならない。

3 公示番号 定第1,003号(野根水尻1号 ぶり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸郡東洋町野根水尻沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸郡東洋町野根淀ヶ磯漁場基点第8号(旧第56号)

基点乙 安芸郡東洋町野根御崎県漁場基点第10号(旧第57号)

ア 甲から乙を見通した線から左に57度35分の線と乙から甲を見通した線から右に51度6分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に39度49分の線と乙から甲を見通した線から右に73度41分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に21度2分の線と乙から甲を見通した線から右に47度42分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に34度24分の線と乙から甲を見通した線から右に28度39分の線との交点

オ 甲から乙を見通した線から左に42度56分の線と乙から甲を見通した線から右に36度30分の線との交点

カ 甲から乙を見通した線から左に27度19分の線と乙から甲を見通した線から右に58度20分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期  
ぶり、あじ、その他 1月1日から12月31日まで  
定置漁業

(3) 地元地区  
安芸郡東洋町野根

(4) 制限又は条件  
ア 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。  
イ オカ、カウ、ウエ及びエオを結ぶ4直線により囲まれた区域内においては、定第1,004号の操業を妨げるような垣網の敷設を行ってはならない。

4 公示番号 定第1,004号(野根水尻2号 ぶり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸郡東洋町野根水尻沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸郡東洋町野根淀ヶ磯漁場基点第8号(旧第56号)

基点乙 安芸郡東洋町野根御崎県漁場基点第10号(旧第57号)

ア 甲から乙を見通した線から左に42度56分の線と乙から甲を見通した線から右に36度30分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に27度19分の線と乙から甲を見通した線から右に58度20分の線との交点

ウ 乙から甲を見通した線から右に13度39分の線上乙から837メートルの点

エ 甲から乙を見通した線から右に4度22分の線上甲から1,240メートルの点

オ 甲から乙を見通した線から左に34度24分の線と乙から甲を見通した線から右に28度39分の線との交点

カ 甲から乙を見通した線から左に21度2分の線と乙から甲を見通した線から右に47度42分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期  
ぶり、あじ、その他 1月1日から12月31日まで  
定置漁業

(3) 地元地区  
安芸郡東洋町野根

(4) 制限又は条件  
ア 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。  
イ アイ、イカ、カオ及びオアを結ぶ4直線により囲まれた区域内においては、定第1,003号の操業を妨げるような身網の敷設を行ってはならない。

5 公示番号 定第1,005号(佐喜浜黒瀬 ぶり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 室戸市佐喜浜町黒瀬沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市佐喜浜町隠谷県漁場基点第11号(旧第58号)

基点乙 室戸市佐喜浜町宮置谷県漁場基点第13号(新設)

ア 甲から乙を見通した線から左に95度29分の線と乙から甲を見通した線から右に35度35分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に71度54分の線と乙から甲を見通した線から右に48度38分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に23度8分の線と乙から甲を見通した線から右に14度27分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に70度10分の線と乙から甲を見通した線から右に6度18分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域。ただし、共第2,509号の漁場の区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期  
ぶり、あじ、その他 1月1日から12月31日まで  
定置漁業

(3) 地元地区  
室戸市佐喜浜町

(4) 制限又は条件  
昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

6 公示番号 定第1,006号(佐喜浜源太瀬 ぶり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 室戸市佐喜浜町佐喜浜港沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 室戸市佐喜浜町平瀬県漁場基点第14号(新設)

基点乙 室戸市佐喜浜町都呂県漁場基点第15号(旧第59号の1)

ア 甲から乙を見通した線から左に47度5分の線と乙から甲を見通した線から右に70度24分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に37度41分の線と乙から甲を見通した線から右に90度42分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に6度30分の線と乙から甲を見通した線から右に70度45分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に7度15分の線と乙から甲を見通した線から右に27度8分の線との交点

オ 甲から乙を見通した線から左に23度12分の線と乙から甲を見通した線から右に55度55分の線との交点

の線との交点  
 カ 甲から乙を見通した線から左に17度19分の線と乙から甲を見通した線から右に85度45分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 ぶり、あじ、その他 1月1日から12月31日まで  
 定置漁業  
 (3) 地元地区  
 室戸市佐喜浜町  
 (4) 制限又は条件  
 ア 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。  
 イ オカ、カウ、ウエ及びエオを結ぶ4直線により囲まれた区域内においては、共第2,518号の操業を妨げるような垣網の敷設を行ってはならない。  
 7 公示番号 定第1,007号(椎名2号 ぶり)  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町椎名若松谷沖  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 室戸市室戸岬町椎名小系の鼻県漁場基点第23号(旧番号なし)  
 基点乙 室戸市室戸岬町椎名高知県漁業協同組合椎名支所屋上県漁場基点  
 基点丙 室戸市室戸岬町椎名小系の鼻脊上の脊  
 ア 甲から乙を見通した線から左に102度54分の線と乙から甲を見通した線から右に38度5分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から左に73度59分の線と乙から甲を見通した線から右に52度23分の線との交点  
 アイ、イ甲、甲丙及び丙アを結ぶ4直線により囲まれた区域  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 ぶり、あじ、その他 1月1日から12月31日まで  
 定置漁業  
 (3) 地元地区  
 室戸市室戸岬町椎名  
 (4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。  
 8 公示番号 定第1,008号(椎名3号 ぶり)  
 (1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町椎名小系の鼻沖  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 室戸市室戸岬町椎名船着場県漁場基点第21号(新設)  
 基点乙 室戸市室戸岬町椎名高知県漁業協同組合椎名支所屋上県漁場基点  
 ア 甲から乙を見通した線から左に52度34分の線と乙から甲を見通した線から右に55度23分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から左に39度22分の線と乙から甲を見通した線から右に78度0分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から右に20度27分の線上乙から430メートルの点  
 エ 乙から甲を見通した線から右に7度17分の線上乙から984.5メートルの点  
 オ 甲から乙を見通した線から左に28度20分の線と乙から甲を見通した線から右に44度31分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ、エオ及びオアを結ぶ5直線により囲まれた区域  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 ぶり、あじ、その他 1月1日から12月31日まで  
 定置漁業  
 (3) 地元地区  
 室戸市室戸岬町椎名  
 (4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。  
 9 公示番号 定第1,009号(椎名1号 ぶり)  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町椎名夫婦澗沖  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 室戸市室戸岬町椎名かごりたか県漁場基点第25号(旧第66号)  
 基点乙 室戸市室戸岬町三津竹ヶ鼻県漁場基点第26号(新設)  
 基点丙 室戸市室戸岬町椎名日沖大澗  
 基点丁 室戸市室戸岬町椎名椎の木谷沖の澗  
 ア 甲から乙を見通した線から左に56度37分の線と乙から甲を見通した線から右に61度45分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から左に44度30分の

線と乙から甲を見通した線から右に79度58分の線との交点  
 アイ、イ丁、丁丙及び丙アを結ぶ4直線により囲まれた区域  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 ぶり、あじ、その他 1月1日から12月31日まで  
 定置漁業  
 (3) 地元地区  
 室戸市室戸岬町椎名  
 (4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。  
 10 公示番号 定第1,010号(三津2号 ぶり)  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町三津竹ヶ鼻沖  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 室戸市室戸岬町三津竹ヶ鼻県漁場基点第26号(新設)  
 基点乙 室戸市室戸岬町三津丸山県漁場基点第27号(旧第68号)  
 ア 甲から乙を見通した線から左に92度16分の線と乙から甲を見通した線から右に51度40分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から左に69度46分の線と乙から甲を見通した線から右に71度58分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から左に30度3分の線と乙から甲を見通した線から右に41度10分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から左に85度42分の線と乙から甲を見通した線から右に13度21分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域。ただし、共第2,525号の漁場の区域を除く。  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 ぶり、あじ、その他 1月1日から12月31日まで  
 定置漁業  
 (3) 地元地区  
 室戸市室戸岬町三津  
 (4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。  
 11 公示番号 定第1,011号(三津1号 ぶり)  
 (1) 漁場の位置及び区域

<p>ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町三津長瀬沖</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 室戸市室戸岬町三津丸山県漁場基点第27号(旧第68号)</p> <p>基点乙 室戸市室戸岬町六ヶ谷県漁場基点第29号(旧第70号の1)</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に41度13分の線と乙から甲を見通した線から右に59度2分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に33度34分の線と乙から甲を見通した線から右に77度32分の線との交点</p> <p>ウ 乙から甲を見通した線から右に12度20分の線と乙から346メートルの点</p> <p>エ 乙から甲を見通した線から右に6度30分の線と乙から636メートルの点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域。ただし、共第2,527号の漁場の区域を除く。</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>ぶり、あじ、その他 1月1日から12月31日まで</p> <p>定置漁業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>室戸市室戸岬町三津</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。</p> <p>12 公示番号 定第1,012号(高岡1号 ぶり)</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町高岡赤瀬沖</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 室戸市室戸岬町六ヶ谷県漁場基点第29号(旧第70号の1)</p> <p>基点乙 室戸市室戸岬町高岡港堤防県漁場基点第32号(旧小型定置漁場基点)</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に82度35分の線と乙から甲を見通した線から右に49度15分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に60度47分の線と乙から甲を見通した線から右に65度28分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に20度17分の線と乙から甲を見通した線から右に12度25分の線との交点</p>	<p>エ 甲から乙を見通した線から左に87度55分の線と乙から甲を見通した線から右に8度59分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>ぶり、あじ、その他 9月1日から翌年8月31日まで</p> <p>定置漁業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>室戸市室戸岬町高岡</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。</p> <p>13 公示番号 定第1,013号(高岡2号 ぶり)</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 室戸市室戸岬町高岡黒見沖</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 室戸市室戸岬町六ヶ谷県漁場基点第29号(旧第70号の1)</p> <p>基点乙 室戸市室戸岬町高岡港堤防県漁場基点第32号(旧小型定置漁場基点)</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に44度33分の線と乙から甲を見通した線から右に60度48分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に32度35分の線と乙から甲を見通した線から右に90度15分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に9度3分の線と乙から甲を見通した線から右に68度30分の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から左に11度39分の線と乙から甲を見通した線から右に26度15分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>ぶり、あじ、その他 9月1日から翌年8月31日まで</p> <p>定置漁業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>室戸市室戸岬町高岡</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。</p> <p>14 公示番号 定第1,014号(黒耳沖 ぶり)</p>	<p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 室戸市吉良川町黒耳沖</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 室戸市吉良川町長瀬県漁場基点第49号(旧第13号)</p> <p>基点乙 室戸市吉良川町東の川左岸県漁場基点第51号(旧第17号)</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に114度0分の線と乙から甲を見通した線から右に34度0分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に91度0分の線と乙から甲を見通した線から右に44度0分の線との交点</p> <p>ウ 甲から乙を見通した線から左に69度0分の線と乙から甲を見通した線から右に26度0分の線との交点</p> <p>エ 甲から乙を見通した線から左に114度0分の線と乙から甲を見通した線から右に19度0分の線との交点</p> <p>アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期</p> <p>漁業の種類 漁業の時期</p> <p>ぶり、あじ、その他 10月1日から翌年9月30日まで</p> <p>定置漁業</p> <p>(3) 地元地区</p> <p>室戸市吉良川町</p> <p>(4) 制限又は条件</p> <p>昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。</p> <p>15 公示番号 定第1,015号(二又 ぶり)</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域</p> <p>ア 漁場の位置 室戸市羽根町二又沖</p> <p>イ 漁場の区域</p> <p>点の位置</p> <p>基点甲 室戸市羽根町大瀬県漁場基点第56号(旧番号なし)</p> <p>基点乙 室戸市羽根町二又県漁場基点第59号(新設)</p> <p>ア 甲から乙を見通した線から左に76度17分の線と乙から甲を見通した線から右に38度17分の線との交点</p> <p>イ 甲から乙を見通した線から左に59度37分の線と乙から甲を見通した線から右に52度21分の線との交点</p>
---	--	--

ウ 甲から乙を見通した線から左に36度4分の線と乙から甲を見通した線から右に38度18分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に43度34分の線と乙から甲を見通した線から右に26度12分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 ぶり、あじ、その他 10月1日から翌年9月30日まで  
 定置漁業

(3) 地元地区  
 室戸市羽根町

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

16 公示番号 定第1,016号(加領郷港前 あじ)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 安芸郡奈半利町加領郷港前  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 室戸市羽根町羽根岬漁場基点第62号(旧第26号)  
 基点乙 安芸郡奈半利町須川県漁場基点第30号  
 ア 甲から乙を見通した線から左に96度54分の線と乙から甲を見通した線から右に28度54分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から左に80度7分の線と乙から甲を見通した線から右に37度18分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から左に39度24分の線と乙から甲を見通した線から右に20度7分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から左に55度20分の線と乙から甲を見通した線から右に10度55分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域。ただし、共第2,509号の漁場の区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 あじ、さば、その他 1月1日から12月31日まで  
 定置漁業

(3) 地元地区  
 安芸郡奈半利町加領郷

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

17 公示番号 定第1,017号(東浜沖 あじ)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 安芸郡奈半利町東浜沖  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 安芸郡奈半利町須川県漁場基点第30号  
 基点乙 安芸郡奈半利町奈半利漁港左岸堤防上県漁場基点第68号(新設)  
 ア 甲から乙を見通した線から左に84度29分の線と乙から甲を見通した線から右に55度48分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から左に73度47分の線と乙から甲を見通した線から右に63度52分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から左に67度41分の線と乙から甲を見通した線から右に58度22分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から左に77度9分の線と乙から甲を見通した線から右に51度37分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 あじ、さば、その他 10月1日から翌年7月31日まで  
 定置漁業

(3) 地元地区  
 安芸郡奈半利町。ただし、同町加領郷を除く。

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

18 公示番号 定第1,018号(六本松 あじ)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 安芸郡奈半利町六本松沖  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 安芸郡奈半利町須川県漁場基点第30号  
 基点乙 安芸郡奈半利町奈半利漁港左岸堤防上県漁場基点第68号(新設)  
 ア 甲から乙を見通した線から左に68度10分の線と乙から甲を見通した線から右に50度23分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から左に59度1分の線と乙から甲を見通した線から右に57度48分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に49度27分の線と乙から甲を見通した線から右に45度35分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に57度38分の線と乙から甲を見通した線から右に39度35分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 あじ、さば、その他 10月1日から翌年7月31日まで  
 定置漁業

(3) 地元地区  
 安芸郡奈半利町。ただし、同町加領郷を除く。

(4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

19 公示番号 定第1,019号(田野三ツ石 あじ)

(1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 安芸郡田野町三ツ石沖  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 安芸郡田野町奈半利川右岸堤防上測点  
 基点乙 安芸郡田野町県漁場基点第32号の1  
 ア 甲から乙を見通した線から左に75度44分の線と乙から甲を見通した線から右に74度31分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から左に65度58分の線と乙から甲を見通した線から右に83度5分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から左に66度0分の線と乙から甲を見通した線から右に71度40分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から左に76度36分の線と乙から甲を見通した線から右に64度15分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 あじ、さば、その他 10月1日から翌年7月31日まで  
 定置漁業

(3) 地元地区  
 安芸郡田野町

(4) 制限又は条件  
 ア 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。



イ 垣網の長さは、垣障子付けから陸止めまでを758メートル以内とすること。

20 公示番号 定第1,020号(唐ノ浜 あじ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 安芸郡安田町唐ノ浜小磯渚沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 安芸郡安田町不動県漁場基点第33号の1

基点乙 安芸郡安田町唐ノ浜県漁場基点第35号の2

ア 甲から乙を見通した線から左に53度25分の線と乙から甲を見通した線から右に86度3分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に45度39分の線と乙から甲を見通した線から右に100度13分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に35度1分の線と乙から甲を見通した線から右に103度42分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に42度36分の線と乙から甲を見通した線から右に82度45分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

あじ、さば、その他 10月1日から翌年7月31日まで  
定置漁業

(3) 地元地区

安芸郡安田町

(4) 制限又は条件

ア 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

イ 垣網の長さは、垣障子付けから陸止めまで758メートル以内とすること。

(中部海区関係)

21 公示番号 定第1,021号(須崎市下甲崎西沖 ぶり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市下甲崎西沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市下甲崎くつが鼻県漁場基点

基点乙 須崎市下甲崎じんだ瀬県漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に132度23分の線と乙から甲を見通した線から右に33度48分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に93度35分の

線と乙から甲を見通した線から右に62度25分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に186度0分の線上甲から76メートルの点

アイ、イウ及びウアを結ぶ3直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

ぶり、あじ、その他 10月1日から翌年8月30日まで  
定置漁業

(3) 地元地区

須崎市のうち須崎、野見、大谷及び久通

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

22 公示番号 定第1,022号(九石 ぶり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市大谷九石沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市大谷水尻大瀬県漁場基点

基点乙 須崎市大谷九石の大黒瀬県漁場基点第85号

ア 甲から乙を見通した線から左に41度25分の線と乙から甲を見通した線から右に68度17分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に15度56分の線と乙から甲を見通した線から右に96度13分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から右に11度13分の線と乙から甲を見通した線から左に36度0分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から右に25度50分の線と乙から甲を見通した線から左に15度15分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

ぶり、あじ、その他 10月1日から翌年7月30日まで  
定置漁業

(3) 地元地区

須崎市のうち須崎、野見、大谷及び久通

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

23 公示番号 定第1,023号(双子1号 ぶり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 須崎市大谷のぞきの鼻沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 須崎市大谷のぞきの鼻小島県漁場基点第86号

基点乙 須崎市大谷神島大黒瀬県漁場基点第87号

ア 甲から磁針方位98度50分の線と乙から磁針方位57度35分の線との交点

イ 甲から磁針方位148度20分の線と乙から磁針方位70度15分の線との交点

甲ア、アイ及びイ甲を結ぶ3直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

ぶり、あじ、その他 10月10日から翌年7月10日まで  
定置漁業

(3) 地元地区

須崎市のうち野見、大谷及び久通

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

24 公示番号 定第1,024号(矢田部崎 いわし)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 高岡郡中土佐町上ノ加江矢田部崎小島沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 高岡郡中土佐町上ノ加江大瀬県漁場基点第96号

基点乙 高岡郡中土佐町上ノ加江矢田部崎小島県漁場基点

基点丙 乙から甲を見通した線から左に30度13分の線上乙から127メートルの点

ア 甲から乙を見通した線から左に56度26分の線と乙から甲を見通した線から右に80度20分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に22度28分の線と乙から甲を見通した線から右に134度25分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に4度1分の線と乙から甲を見通した線から右に10度37分の線との交点

アイ、イ丙、丙ウ及びウアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

いわし、あじ、その他 1月1日から12月31日まで  
他定置漁業

(3) 地元地区

<p>高岡郡中土佐町上ノ加江</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。</p> <p>25 公示番号 定第1,025号(冠崎 ぶり)</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 高岡郡四万十町冠崎沖 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 高岡郡四万十町志和丸簀県漁場基点 基点乙 高岡郡四万十町冠崎県漁場基点第146号 基点丙 高岡郡四万十町志和すずめ簀県漁場基点 ア 甲から乙を見通した線から左に57度35分の線と乙から甲を見通した線から右に61度55分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に15度35分の線と乙から甲を見通した線から右に110度0分の線との交点 丙ア、アイ及びイ丙を結ぶ3直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 ぶり、あじ、その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 高岡郡四万十町志和</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。</p> <p>26 公示番号 定第1,026号(幸次掛簀 ぶり)</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 高岡郡四万十町興津横浪幸次掛簀沖 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 高岡郡四万十町興津横浪幸次掛簀県漁場基点 基点乙 高岡郡四万十町興津横浪穴の口県漁場基点第104号の1 ア 甲から乙を見通した線から左に96度48分の線と乙から甲を見通した線から右に57度27分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に46度15分の線と乙から甲を見通した線から右に80度38分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に46度15分の線と乙から甲を見通した線から右に9度49分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に156度32分</p>	<p>の線と乙から甲を見通した線から右に7度12分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 ぶり、あじ、その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 高岡郡四万十町興津</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。</p> <p>(西部海区関係)</p> <p>27 公示番号 定第1,027号(鈴沖 ぶり)</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町鈴沖 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町鈴弁天鼻石標 基点乙 幡多郡黒潮町鈴縦面鼻石標 ア 甲から乙を見通した線から左に86度56分の線と乙から甲を見通した線から右に61度20分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に62度15分の線と乙から甲を見通した線から右に85度43分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に14度5分の線と乙から甲を見通した線から右に23度52分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に127度2分の線と乙から甲を見通した線から右に10度38分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 ぶり、あじ、その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡黒潮町鈴</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。</p> <p>28 公示番号 定第1,028号(灘沖1号 ぶり)</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町灘沖</p>	<p>イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町灘県漁場基点第115号 基点乙 幡多郡黒潮町灘池の元 ア 甲から乙を見通した線から左に83度9分の線と乙から甲を見通した線から右に47度0分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に48度18分の線と乙から甲を見通した線から右に61度0分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に32度31分の線と乙から甲を見通した線から右に22度48分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に97度10分の線と乙から甲を見通した線から右に25度9分の線との交点 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域</p> <p>(2) 漁業の種類及び時期 漁業の種類 漁業の時期 ぶり、あじ、その他 1月1日から12月31日まで 定置漁業</p> <p>(3) 地元地区 幡多郡黒潮町のうち灘、伊田、有井川及び白浜</p> <p>(4) 制限又は条件 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。</p> <p>29 公示番号 定第1,029号(元簀沖 あじ)</p> <p>(1) 漁場の位置及び区域 ア 漁場の位置 幡多郡黒潮町灘元簀沖 イ 漁場の区域 点の位置 基点甲 幡多郡黒潮町灘井の岬岡蜂の巣定置漁場基点 基点乙 幡多郡黒潮町灘瀬戸の鼻県漁場基点第117号 ア 甲から乙を見通した線から左に59度57分の線と乙から甲を見通した線から右に76度9分の線との交点 イ 甲から乙を見通した線から左に41度38分の線と乙から甲を見通した線から右に101度6分の線との交点 ウ 甲から乙を見通した線から左に16度36分の線と乙から甲を見通した線から右に78度47分の線との交点 エ 甲から乙を見通した線から左に24度29分の</p>
---	---	--

線と乙から甲を見通した線から右に52度8分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 あじ、さば、その他 1月1日から12月31日まで  
 定置漁業  
 (3) 地元地区  
 幡多郡黒潮町のうち有井川、伊田及び灘  
 (4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。  
 30 公示番号 定第1,030号(朴の川 ぶり)  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 土佐清水市以布利朴の川鼻沖  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 土佐清水市以布利県漁場基点第142号  
 基点乙 土佐清水市以布利県漁場基点第143号  
 ア 甲から乙を見通した線から左に91度45分の線と乙から甲を見通した線から右に44度3分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から左に64度42分の線と乙から甲を見通した線から右に61度46分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から左に93度50分の線と乙から甲を見通した線から右に8度35分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から左に151度2分の線と乙から甲を見通した線から右に5度52分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 ぶり、めじか、その他 12月1日から翌年11月30日まで  
 他定置漁業  
 (3) 地元地区  
 土佐清水市以布利  
 (4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。  
 31 公示番号 定第1,031号(三ッ簀 ぶり)  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 土佐清水市以布利三ッ簀沖  
 イ 漁場の区域

点の位置  
 基点甲 土佐清水市以布利県漁場基点第143号  
 基点乙 土佐清水市窪津馬目木県漁場基点第188号(新設)  
 ア 甲から乙を見通した線から左に78度37分の線と乙から甲を見通した線から右に61度15分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から左に52度24分の線と乙から甲を見通した線から右に80度48分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から左に49度55分の線と乙から甲を見通した線から右に74度16分の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から左に35度24分の線と乙から甲を見通した線から右に15度36分の線との交点  
 オ 甲から乙を見通した線から左に94度36分の線と乙から甲を見通した線から右に17度17分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ、エオ及びエアを結ぶ5直線により囲まれた区域  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 ぶり、めじか、その他 12月1日から翌年11月30日まで  
 他定置漁業  
 (3) 地元地区  
 土佐清水市以布利  
 (4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。  
 32 公示番号 定第1,032号(窪津港前 ぶり)  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 土佐清水市窪津港前沖  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 土佐清水市窪津馬目木県漁場基点第188号(新設)  
 基点乙 土佐清水市窪津長簀基点(新設)  
 ア 甲から乙を見通した線から左に72度18分の線と乙から甲を見通した線から右に73度40分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から左に51度19分の線と乙から甲を見通した線から右に98度32分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線から左に0度38分の線と乙から甲を見通した線から右に0度53分

の線との交点  
 エ 甲から乙を見通した線から左に116度47分の線と乙から甲を見通した線から右に8度42分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ、及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 ぶり、あじ、その他 7月1日から翌年6月30日まで  
 定置漁業  
 (3) 地元地区  
 土佐清水市窪津  
 (4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。  
 33 公示番号 定第1,033号(吉ノ前 ぶり)  
 (1) 漁場の位置及び区域  
 ア 漁場の位置 土佐清水市窪津・津呂界松尾谷沖  
 イ 漁場の区域  
 点の位置  
 基点甲 土佐清水市窪津県漁場基点第191号(旧第147号)  
 基点乙 土佐清水市津呂県漁場基点第193号(旧第148号)  
 ア 甲から乙を見通した線から左に75度10分の線と乙から甲を見通した線から右に57度45分の線との交点  
 イ 甲から乙を見通した線から左に45度0分の線と乙から甲を見通した線から右に78度8分の線との交点  
 ウ 甲から乙を見通した線上甲から785メートルの点  
 エ 甲から乙を見通した線から左に24度0分の線と乙から甲を見通した線から右に8度17分の線との交点  
 アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域。ただし、共第2,591号の漁場の区域を除く。  
 (2) 漁業の種類及び時期  
 漁業の種類 漁業の時期  
 ぶり、あじ、その他 7月1日から翌年6月30日まで  
 定置漁業  
 (3) 地元地区  
 土佐清水市のうち窪津及び津呂  
 (4) 制限又は条件  
 昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。  
 34 公示番号 定第1,034号(足摺岬椎ヶ簀沖 ぶり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市足摺岬椎ヶ簀沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市足摺岬ローソク簀県漁場基点

基点乙 土佐清水市足摺岬たすき簀の北県漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に62度59分の線と乙から甲を見通した線から右に83度17分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に41度25分の線と乙から甲を見通した線から右に112度23分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に16度15分の線と乙から甲を見通した線から右に120度17分の線との交点

エ 甲から乙を見通した線から左に43度53分の線と乙から甲を見通した線から右に36度58分の線との交点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期

ぶり、あじ、その他 10月1日から翌年7月31日まで  
定置漁業

(3) 地元地区

土佐清水市足摺岬

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

35 公示番号 定第1,035号(貝の川 ぶり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 土佐清水市貝の川沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 土佐清水市貝の川県漁場基点第206号

基点乙 土佐清水市貝の川静座簀県漁場基点第207号

ア 甲から乙を見通した線から左に93度30分の線と乙から甲を見通した線から右に53度25分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に71度22分の線と乙から甲を見通した線から右に72度30分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から左に17度40分の線と乙から甲を見通した線から右に12度30分の線との交点

アイ、イ乙、乙ウ及びウアを結ぶ4直線により囲まれた区域。ただし、共第2,596号の漁場の区域を除く。

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期  
ぶり、あじ、その他 1月1日から12月31日まで  
定置漁業

(3) 地元地区

土佐清水市貝の川

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

36 公示番号 定第1,036号(古満目崎 ぶり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町古満目崎沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町古満目えびす簀県漁場基点

基点乙 幡多郡大月町古満目すずき簀県漁場基点

ア 甲から乙を見通した線から左に77度10分の線と乙から甲を見通した線から右に77度42分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から左に4度55分の線と乙から甲を見通した線から右に172度35分の線との交点

アイ、イ乙、乙甲及び甲アを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期  
ぶり、まぐろ、その他 1月1日から12月31日まで  
他定置漁業

(3) 地元地区

幡多郡大月町古満目

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

37 公示番号 定第1,037号(浅簀 ぶり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町一切浅簀沖

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町一切浅簀崎もと簀

基点乙 幡多郡大月町一切赤崎沖の簀

基点丙 幡多郡大月町一切浅簀崎立簀

基点丁 幡多郡大月町一切浅簀崎止めの簀

ア 甲から乙を見通した線から右に27度20分の線と乙から甲を見通した線から左に36度2分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から右に67度26分の線と乙から甲を見通した線から左に20度27分の線との交点

アイ、イ丙、丙丁及び丁アを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期  
ぶり、まぐろ、その他 1月1日から12月31日まで  
他定置漁業

(3) 地元地区

幡多郡大月町古満目

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

38 公示番号 定第1,038号(安満地松島前 まぐろ)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町安満地松島前

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町安満地松島県漁場基点第222号

基点乙 幡多郡大月町安満地観音崎丸簀

ア 甲から乙を見通した線から左に56度21分の線と乙から甲を見通した線から右に5度10分の線との交点

イ 甲から乙を見通した線から右に25度52分の線と乙から甲を見通した線から左に10度36分の線との交点

ウ 甲から乙を見通した線から右に101度12分の線と乙から甲を見通した線から左に10度36分の線との交点

アイ、イウ及びウアを結ぶ3直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期  
まぐろ、かつお、その他 1月1日から12月31日まで  
他定置漁業

(3) 地元地区

幡多郡大月町安満地

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

39 公示番号 定第1,039号(弦場崎 ぶり)

(1) 漁場の位置及び区域

ア 漁場の位置 幡多郡大月町泊浦弦場崎前

イ 漁場の区域

点の位置

基点甲 幡多郡大月町泊浦すずき簀県漁場基点

- 基点乙 幡多郡大月町泊浦県漁場基点第231号の1
- ア 甲から乙を見通した線から左に89度56分の線と乙から甲を見通した線から右に40度31分の線との交点
  - イ 甲から乙を見通した線から左に37度50分の線と乙から甲を見通した線から右に82度38分の線との交点
  - ウ 甲から乙を見通した線上甲から210メートルの点
  - エ 甲から乙を見通した線上甲から50メートルの点

アイ、イウ、ウエ及びエアを結ぶ4直線により囲まれた区域

(2) 漁業の種類及び時期

漁業の種類 漁業の時期  
ぶり、あじ、その他 1月1日から12月31日まで  
定置漁業

(3) 地元地区

幡多郡大月町泊浦

(4) 制限又は条件

昼夜間の漁具標識を特に明りょうにすること。

第2 免許予定日

平成20年9月1日

第3 漁業権の免許申請期間

平成20年6月2日から同年7月11日まで

第4 漁業権の存続期間

免許の日から平成25年8月31日まで

(この告示による区画漁業権及び定置漁業権の漁場図は、高知県海洋部漁業管理課に備え置いて縦覧に供する。)